

**H29(2017)年度
危機管理マニュアル集**

大阪府立堺聴覚支援学校

緊急時マニュアル一覧（平成 29 年 10 月 17 日現在 ）

保健室関連

- ・ 校内緊急時の対応マニュアル 2・3
- ・ 養護教諭不在時の救急体制 4
- ・ 熱中症発生時の対応 5
- ・ 光化学スモッグ発生時の対策 6
- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きについて 7
- ・ 学校感染症の種類と出席停止（学校感染症等に係る登校に関する意見書） 8・9
- ・ 薬の預かりについて 10～18
- ・ 嘔吐物の適切な処理対応 19・20

給食室関連

- ・ アレルギー除去食実施についての対応手順 22～32
- ・ アレルギー症状への緊急対応マニュアル 33
- ・ 食中毒発生対応マニュアル 34・35
- ・ 給食の異物混入にかかわる対応の流れ 36・37
- ・ 給食の欠食について 38
- ・ 調理実習の決まりごと（調理実習事前計画書、事後報告書） 39～42

生徒指導関連

- ・ 校内で幼児・児童・生徒が行方不明になった場合の緊急対応 43～45

宿泊学習

- ・ 修学旅行宿泊学習 46・47

防災防犯関連

- ・ 幼児・児童・生徒緊急時連絡カード 48
- ・ 災害時事業継続計画（BCP） 49～
- ・ Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

保健室関係書類

校内緊急時の対応マニュアル

事故発見
発見者

第一発見者が現場の判断で行う

事故・救急現場

- * 発生した事態や状況の把握
症状の確認（意識・脈拍・呼吸・体温・出血等できる範囲で！）
- * 速やかに適切な救命手当てや応急手当
- * 協力要請や指示
- * 必要と判断したら、速やかに 119 番通報、心肺蘇生、AED の手配
※AED は体育館入口横、保健室に設置

応援要請

近くの教職員等（応援を頼める人）

内線で関係者を
を召集する

状況把握

管理職

教頭 212

情報共有

保健室・看護師

30

情報共有

教職員

現場へ急行

必要あれば指示を仰ぐ

主治医・学校医・保護者

応急処置
状況判断

搬送方法選択

タクシー、保護者の車 救急車

医療機関

連絡

応援

応援者は
現場へ急行

- ・救助補助係
- ・状況記録係
- ・連絡係
- ・他児童誘導係
- ・救急車誘導係

保護者

重大な事故の場合は対策本部を設置

- | | |
|-------------|------------------|
| * 保護者への連絡対応 | * 学校医・主治医への連絡・相談 |
| * 教職員への対応 | * 児童生徒への指導・安全確保等 |
| * 教育委員会への連絡 | * 警察への連絡 |
| * 報道機関への対応 | * その他必要な対応 |

事実を確認・役割分担・窓口の一本化

【緊急対応】

①内線で養護教諭、管理職、(必要あれば看護師等)へ連絡する。

保健室(養護教諭・看護師)⇒内線 3 0	教頭⇒内線 2 1	校長⇒内線 2 0
----------------------	-----------	-----------

「学部・学年・幼児児童生徒名・症状・発生場所」を的確にはっきりと伝える。

例)「緊急です。○学部○○教室で男子児童○○のカニューレ／レティナが抜去しました。至急○○教室に来てください。」

「緊急です。△学部△組の女子生徒△△が体育館で発作／けいれんを起こしました。至急体育館に来てください。」

②119番通報(救急車の要請)を行う場合

外線 “0” (「ツー」の確認) + 119

住 所：堺市北区百舌鳥陵南町1丁 大阪府立堺聴覚支援学校 です。

電話番号：072-257-5471 です。

傷 病 者：「年齢・性別・症状」を伝える。

救急車停車場所を伝える。 例)○○学部玄関前、保健室前中庭、グラウンド等

※正門 or 通用門まで救急車を迎えに行き、詳しい停車場所へ誘導する。

※事務室へ119番通報したことを伝える。

③保護者連絡 (119番通報の前にする場合もある)

救急搬送をしない場合 : 状況を説明し保護者の指示を仰ぐ。必要であれば迎えを依頼する。

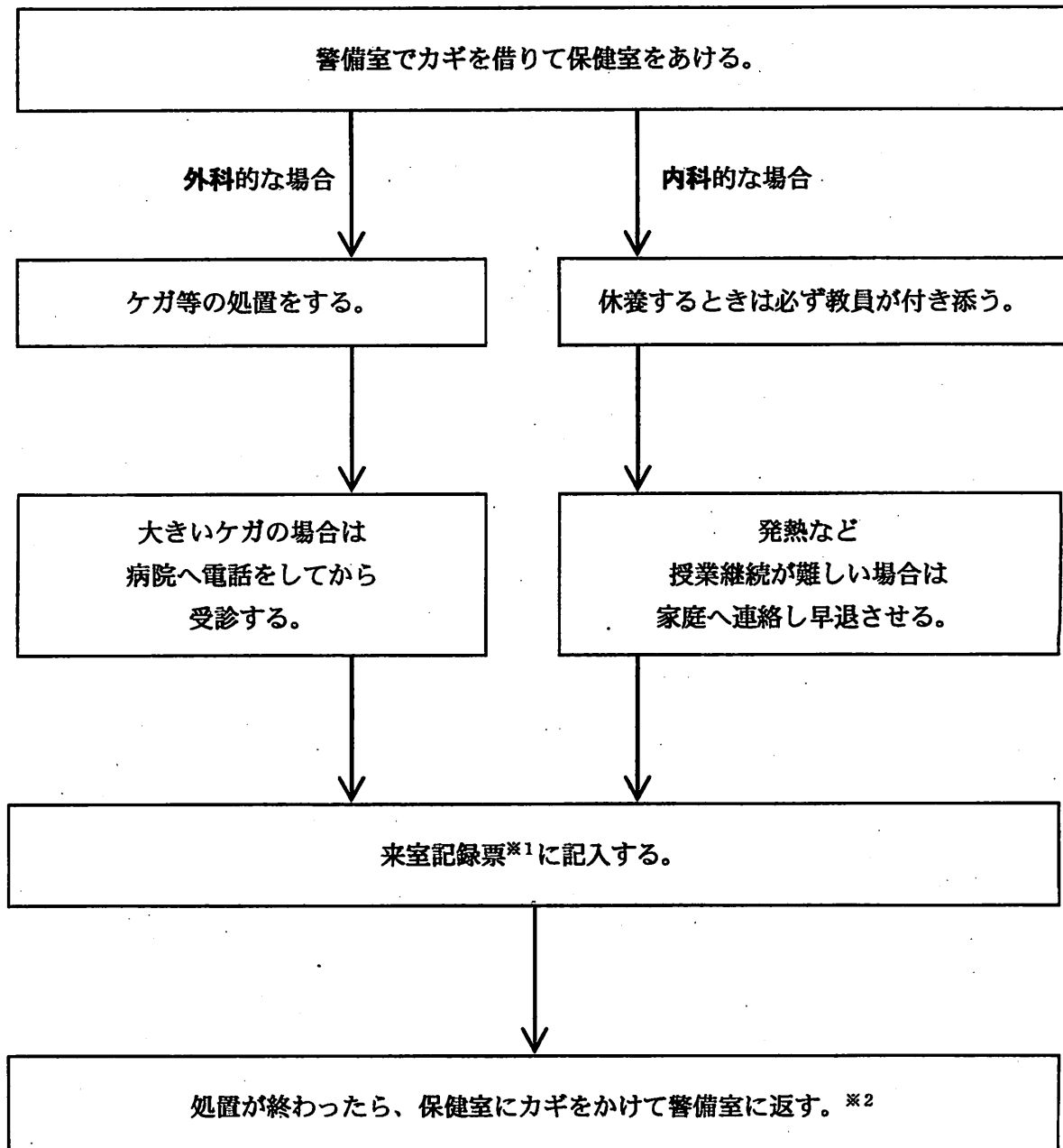
救急搬送を要請した場合 : 状況を説明し、搬送先が決まったら再度連絡する。

④その他個別対応

- ・連携先がある場合は、その機関にも連絡を入れる。 例)大仙病院 (072 - 278 - 2921) 等
- ・てんかん発作の場合は個別対応。発作の継続時間によっては救急搬送を決定するため、保護者確認が必要。

養護教諭不在時の救急体制

《養護教諭不在時に保健室を利用する場合》

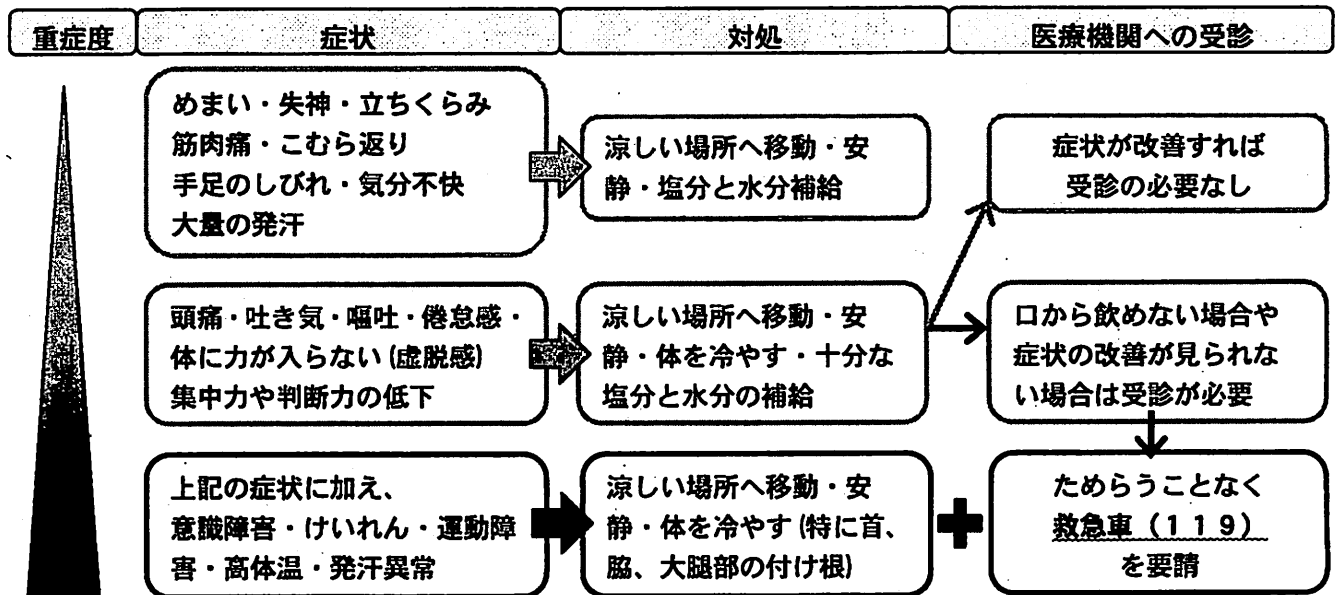


※1 来室記録票・・・保健室入り口横の処置台の上にあります。

※2 保健室の施錠は開けた人が責任をもって閉めてください。

熱中症発生時の対策

《熱中症の分類と対処法》



※意識障害：呼びかけや刺激への反応がおかしい、会話がおかしい等

救急搬送等、緊急時は「校内緊急時の対応マニュアル」に沿って対応を!!

《熱中症予防》

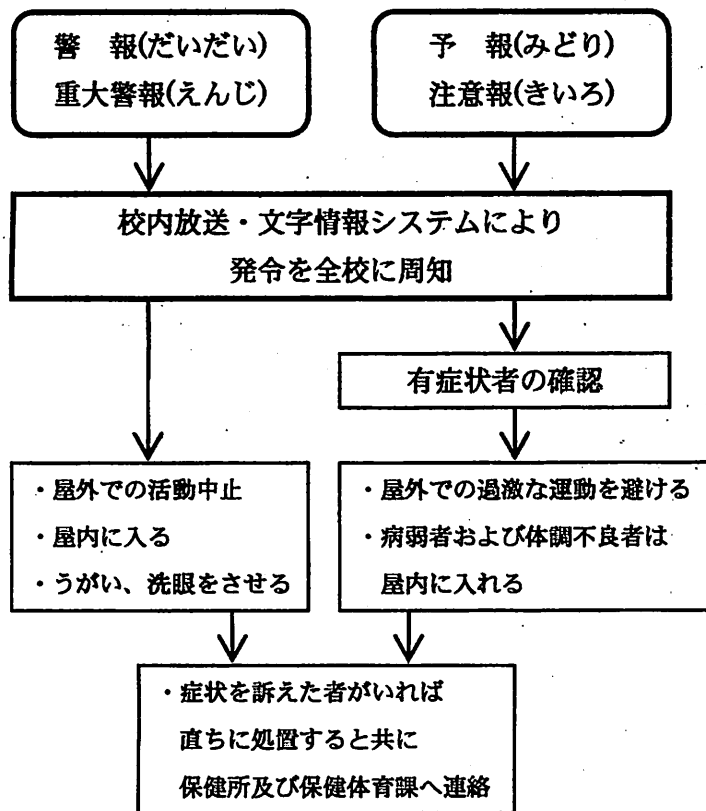


気温 (参考)	WBGT 温度	熱中症予防のための運動指針	
35℃ 以上	31℃ 以上	運動は 原則禁止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温の方が高くなり、体から熱を逃すことができない。 特別の場合以外は運動を中止する。
31℃ : 35℃	28℃ : 31℃	厳重注意	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、積極的に休息をとり水分補給を行う。 体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
28℃ : 31℃	25℃ : 28℃	警戒	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり水分補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24℃ : 28℃	21℃ : 25℃	注意	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
24℃ まで	21℃ まで	ほぼ安全	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

★WBGT(湿球黒球温度) 屋外：WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度
屋内：WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

光化学スモッグ発生時の対策

《対応の流れ》



* 旗の設置場所：各部の職員室

* 旗の設置係：教頭

《関係機関》

関係機関 名	連絡先
大阪府教育委員会 保健体育課	Tel 06-6944-6904 Fax 06-6941-4815
堺市北保健センター (平日、土日祝とも連絡必要)	Tel 072-258-6600 Fax 072-258-6614
光化学スモッグ対策連絡本部事務局 (土日祝に被害発生の時) 対応期間 5月9日(土)～10月12日(月)	Tel 06-6972-7632 Fax 06-6972-7664

《発生時の連絡について》

* 「府立学校光化学スモッグ通報連絡網」による電話連絡にて行われる。

* 『予報』段階での電話連絡はなし。

『注意報』『警報』『重大警報』は電話連絡あり。

↓ ↓

* 『予報』連絡の補完としてメール配信サービスがある。

(http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/Oa_ussIssue/mailPC/index.jsp)

《旗の色》

予 報 … みどり

注 意 報 … きいろ

警 報 … だいだい

重大警報 … えんじ

《症状と応急処置》

症 状

皮膚がかゆい

目が痛い

のどが痛い

咳きこみがひどい

呼吸困難・息苦しい

頭痛

けいれん

手足のしびれ 等

処 置

うがいをする

目・皮膚を洗う

安静にする 等

衣服をゆるめる

頭・胸を冷やす

屋内に運ぶ

症状により受診

日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きについて

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学(園)中の災害の場合1,885万円～41万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円(通学(園)中の場合1,400万円)
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円(通学(園)中の場合1,400万円)
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円(通学(園)中の場合も同額)

(注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- * 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われる
- * 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなる
- * 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合がある
- * 他の法令の規定による給付等(例：条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合がある
- * 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校・保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行わない

申請手続きの方法

■所定の用紙(保健室にあります。)に必要事項を記入し、保健室へまとめて提出する。

- ・災害報告書(校内用) … 担任または養護教諭が記入
- ・口座振替申出書 … 保護者が記入
- ・医療等の状況 … 医療機関に記入してもらう ※ひと月に1枚、ひとつの医療機関に1枚
- ・調剤報酬明細書 … 調剤薬局に記入してもらう
- ・部活動証明書 … 担任または養護教諭が記入 ※校外での活動時の災害の際に必要
- ・高額療養状況の届け … 保護者(必要に応じて事業所)が記入し、封入する
- ・その他 … 治療用装具明細書および領収書等

■申請手続き後、約2～3か月で支給決定がされ、届け出た銀行口座に給付金が振り込まれる。

学校感染症の種類と出席停止

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の種類

分類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日（幼児にあっては3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫張が消失するまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	
	溶連菌感染症、手足口病	
	ウイルス性肝炎、感染性紅斑	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ肺炎	
	感染性胃腸炎	

（学校保健安全法施行規則第十八条及び第十九条より）

- ★ 出席停止となる感染症にかかった幼児児童生徒がいた場合は、医師による「診断書」または本校で作成した「学校感染症についての意見書」を提出していただきます。
- ★ 文書料の値段については病院側の規定によるため、学校では回答しかねます。
- ★ 出席停止の期間等については、学校医もしくは主治医の指示に従います。

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立堺聴覚支援学校〔幼稚・小学・中学〕部

年 組 氏 名 _____

生年月日 平成 年 月 日

■ 下記の疾病を_____月_____日に発症したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示しました。

第1種 感染症 ☐ (_____) [感染のおそれなし]

第2種 感染症 ☐ インフルエンザ(A型・B型) [発症後5日経過かつ解熱後2日(幼児は3日)経過]
☐ 麻疹 [解熱後3日経過] ☐ 水痘 [すべての発疹の痂皮化]
☐ 風しん [発しん消失] ☐ 流行性耳下腺炎 [耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹発現後5日経過かつ全身状態が良好]
☐ 咽頭結膜熱 [主要症状消退後2日経過] ☐ 百日咳 [特有の咳消失又は5日間の抗菌性物質製剤での治療終了]
☐ 結核 [感染のおそれなし]
☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種 感染症 [感染のおそれなし]
☐ 腸管出血性大腸菌感染症 (*†) ☐ 急性出血性結膜炎
☐ 流行性角結膜炎 ☐ 腸チフス ☐ パラチフス
☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢

(*†) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

第3種その他の感染症 [① ~ ④ は代表例]

- ☐ ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)
- ☐ ② マイコプラズマ感染症・異型肺炎
- ☐ ③ 感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる)
- ☐ ④ 急性細気管支炎 (主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)
- ☐ (_____)

■ いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような症状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の
腹痛
がんこな咳嗽 唾液腺の腫大
(_____)

■ その他の意見:

平成 年 月 日
医療機関名:

診察医師: _____

薬の預かりについて

原則、医師の指示のもと処方されたものに限る 必要書類は保健室より保護者へ説明し配布

①緊急時の薬（応急薬）

- ・対象となるもの ⇒ 座薬、抗アレルギー薬など
- ・提出を要する書類
 - (1)薬預かり依頼書（応急薬）：保護者が記入
 - (2)緊急時の薬に関する主治医指示書：主治医が記入
 - (3)薬の説明書コピー
- ・冷暗所保管を要する場合は保健室の冷蔵庫で預かり

②泊を伴う行事での扱い

- ・対象となるもの ⇒ 宿泊行事に持参するもののうち主治医の処方を受けた薬
- ・提出を要する書類
 - (1)薬預かり依頼書（泊を伴う行事）：保護者が記入
 - (2)緊急時の薬に関する主治医指示書：主治医が記入
 - (3)薬の説明書コピー
- ・1袋ごとに使用する日にち、時間帯、児童生徒名を保護者が記入し準備する
※薬が錠剤等の場合や、複数ある場合はひとつの袋にまとめ入れてもらうこと
- ・行事中は養護教諭が一括で管理
※養護教諭が付き添わない場合は、各部の担当者が責任をもって管理する
- ・服用時には担当教員（担任等）が必ず本人へ手渡し、複数教員で服用確認
- ・個人票を使用して、服用や空き袋の回収をダブルチェックで行う
- ・行事終了後に空き袋をすべて保護者へ返却
※個別解散する中学部は本人に空き袋を返却でも可

③臨時の薬

- ・対象となるもの ⇒ 風邪薬や鼻炎薬、塗薬等、短期的にその症状が軽減されるまで使用する薬
※重複障がい等により、薬服用の際に確認や援助が必要なものに限る
- ・提出を要する書類
 - (1)薬預かり依頼書（臨時薬）：保護者が記入
 - (2)薬の説明書コピー
- ・援助が必要な日ごとに保護者が「薬預かり依頼書」に必要事項を記入し、担任が確認し管理する
- ・「薬預かり依頼書」は5日分を記入できる個人票になっており、教員はダブルチェックを行う

★「緊急時の薬に関する主治医指示書」に関しては、年度初めの防災備蓄薬預かりの際に提出されたもので代用可（内容については要確認!!）

薬預かりについて(災害時用防災備蓄)

*原則、医師の指示のもと処方されたものに限る

- *書類は原則年度更新 ※今年度末に返却の際には新しい書面も合わせて保護者へ
- *個人袋の中には保護者が準備した薬と「薬の説明書」コピーを入れておく
- *個人袋は校舎内備蓄倉庫で管理 ※学期ごとに返却し、新学期に再度持参し確認

預かりの流れ：保護者からの申し出 → 薬に関する書類配布(養護教諭・担当・保護者) →
→ 薬の預かり(担任・養護教諭・保護者) → 個人袋に薬を入れる → 備蓄倉庫へ

①緊急時の薬(応急薬)

- ・対象となるもの ⇒ 座薬、抗アレルギー薬、鎮痛剤など
- ・提出を要する書類 (1)薬預かり依頼書(応急薬)：保護者が記入
(2)緊急時の薬に関する主治医指示書：主治医が記入
(3)薬の説明書コピー
- ・冷暗所保管を要する場合は保健室の冷蔵庫で預かり

②災害時の常用薬

- ・対象となるもの ⇒ 日常で服用しているもののうち主治医の処方を受けた薬
- ・提出を要する書類 (1)薬預かり依頼書(災害時)：保護者が記入
(2)薬の説明書コピー
- ・1袋ごとに使用する時間帯、児童生徒名を保護者が記入し準備する
※薬が錠剤等の場合や、複数ある場合はひとつの袋にまとめ入れてもらうこと
- ・服用時にはできる限り教員(担任等)が本人へ手渡し、複数教員で服用確認

薬預かり依頼書（応急薬）

平成 年 月 日

大阪府立堺聴覚支援学校長 様

（ 幼稚・小学・中学 ）部 年 幼児児童生徒名

保護者名 印

医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。
つきましては、学校において預かっていただくをお願いします。

薬名			
量			
薬の種類	粉薬 錠剤 水薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 その他（ ）
使用の目安 ※できるだけ詳しく記入してください。			
使用方法	そのまま 水に溶く その他（ ）	そのまま 水に溶く その他（ ）	そのまま 水に溶く その他（ ）
使用にあたっての 注意事項 ※できるだけ詳しく記入してください。	投薬前の連絡 （どちらかに○） 必要 ・ 事後了承で可		
医療機関・医師名			
保護者緊急連絡先			

※薬品名及び使用時の留意点について、不明な点は医師にたずねて正確に記入してください。
※応急薬：けいれん発作時や喘息発作時の薬、向精神薬、鎮痛剤等、応急処置として使用する薬

平成 年 月 日

主治医 様

大阪府立堺聴覚支援学校

校 長 綿谷 輝昭

緊急時の薬に関する主治医指示書の記入のお願い

平素は本校の教育にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本校.....部.....年.....の保護者より緊急時の薬を学校に保管し、必要時に使用してほしいとの依頼があります。

ご多用のところ恐縮ですが、裏面の「緊急時の薬に関する主治医指示書」へご記入いただき、保護者にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ①内容に変更があったとき、学部が変わったとき等は再度ご記入をお願いいたします。
- ②薬の使用時には保護者の意向に沿って連絡し、薬の使用を相談いたします。
- ③保護者に連絡がつかない場合、主治医に連絡し薬の使用について相談させていただく場合がございます。よろしくお願いいたします。

緊急時の薬に関する主治医指示書

名 前 _____

◇薬について

疾患名	
薬 名	
使用量	

◇使用の目安（どのような場合に使用するか詳しくご記入ください）

◇使用時、使用後の注意事項

◇使用後の対応

☐ 直ちに救急搬送する。
☐ ____分間経過観察し、症状が改善しなければ救急搬送する。
☐ その他_____

◇救急搬送先

☐ 主治医の病院	☐ 学校近隣の病院
---------------------------------	----------------------------------

●主治医確認欄

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印 _____

薬預かり依頼書（泊を伴う行事）

平成 年 月 日

大阪府立堺聴覚支援学校長 様

（ 幼稚・小学・中学 ）部 年 幼児児童生徒名

保護者名 印

医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。
つきましては、下記のとおり使用の介助をお願いします。

	薬 名	1 回の 使用量	薬の種類	使用日 (日時を記入)	使用 時間
朝			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	食前 食後 時
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	
昼			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . / . /	食前 食後 時
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . / . /	
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . / . /	
夕			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	食前 食後 時
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	
就寝前			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	食前 食後 時
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	
頓 服 (発作時)			【使用の目安】		
使用方法 使用にあたっての注意事項 ※できるだけ詳しく記入してください。					
保 管 方 法		【方法】 常温可 冷暗所 その他 ()			
医療機関・医師名					
保護者緊急連絡先					

※薬の説明書のコピーを添付してください。

薬の確認票（泊を伴う行事）

（小学・中学）部 年 児童生徒名

預かり確認者名

	薬 名	1 回の 使用量	薬の種類	使用日	使用時間	使用確認 (確認者サイン)		養護教諭の確認 (報告確認・空き袋受取)	
						/	/	/	/
朝			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	食前 食後 時				
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /					
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /					
昼			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	食前 食後 時				
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /					
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /					
夕			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	食前 食後 時				
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /					
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /					
就寝前			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /	食前 食後 時				
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /					
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	/ . /					
頓 服 (発作時)			【使用の目安】			【使用した場合の記録】 時 間 (/ , :) 確認者 ()			
使用にあたっての注意事項									
保管方法			【方法】 常温可 冷暗所 その他 ()						

薬預かり依頼書（臨時薬）

（ 幼稚・小学・中学 ）部 _____ 年 幼児児童生徒名 _____

症状が落ち着き、登校は可能と考えますが、医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。

つきましては、学校において下記の通り使用の介助をお願いします。なお、この薬の使用については保護者が責任を持ちます。

例

日付	4月 15日（月）	月 日（ ）	月 日（ ）	月 日（ ）	月 日（ ）	月 日（ ）
病名	風邪					
薬名	・ムコダイン ・ダーゼン ・カロナール					
薬の種類	粉薬 錠剤 水薬 塗薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 塗薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 塗薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 塗薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 塗薬 その他（ ）	粉薬 錠剤 水薬 塗薬 その他（ ）
量	1包					
時間	食前 食後 他（ ）	食前 食後 他（ ）	食前 食後 他（ ）	食前 食後 他（ ）	食前 食後 他（ ）	食前 食後 他（ ）
使用方法 注意事項	・少量の水で溶かして スプーンで飲む					
病院名	〇〇クリニック					
保護者サイン	印	印	印	印	印	印
介助者サイン						
確認者サイン						

※臨時薬：風邪薬や鼻炎薬、塗薬等、短期的にその症状が軽減されるまで使用する薬

※薬の説明書のコピーを添付してください。

薬預かり依頼書（災害時）

平成 年 月 日

大阪府立堺聴覚支援学校長 様

（ 幼稚・小学・中学 ）部 年 幼児児童生徒名

保護者名 印

医師（主治医或いはかかりつけ医）の指示により、下記の薬を使用する必要があります。

つきましては、災害時や気象警報発令によって学校に長時間待機する場合において、下記のとおり使用の介助をお願いします。薬が変更になった場合は、直ちに連絡いたします。

	薬 名	1 回の 使用量	薬の種類	使用 時間	預かる 個数
朝			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	食前 食後 時	
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()		
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()		
昼			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	食前 食後 時	
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()		
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()		
夕			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	食前 食後 時	
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()		
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()		
就寝前			粉薬 錠剤 水薬 他 ()	食前 食後 時	
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()		
			粉薬 錠剤 水薬 他 ()		
頓 服 (発作時)			【使用の目安】		
使用方法 使用にあたっての注意事項 ※できるだけ詳しく記入してください。					
保 管 方 法		【方法】 常温可 冷蔵所 その他 ()			
医療機関・医師名					
保護者緊急連絡先					

※薬の説明書のコピーを添付してください。

嘔吐物の適切な処理対応



子どもが感染症（特にノロウイルス・ロタウイルス）にかかっていた場合、嘔吐物の中には大量のウイルスが含まれていますので、感染拡大防止のためには適切な嘔吐物処理が必要です。

【準備するもの】 ⇒各部職員室・保健室に用意してあります

- ・マスク ・手袋 ・ビニール袋 ・バケツ
- ・新聞紙やペーパータオル、布 ※使い捨てのものを用意し、使用後、処理できるもの
- ・次亜塩素酸ナトリウム（台所用塩素系漂白剤（5～6%の次亜塩素酸））

【嘔吐物の処理時に注意する事】

- ・処理を行う人以外は嘔吐物から離れて行ってください。
- ・次亜塩素酸ナトリウム溶液には洗浄効果はありません。また、有害な塩素ガスが発生するので、酸と混ぜないようにしてください。

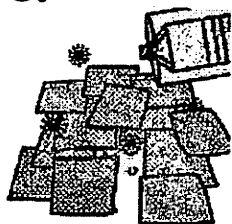
【嘔吐物の処理手順】

- ① マスク、エプロン、手袋を装着し、10 倍に希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液を作る。



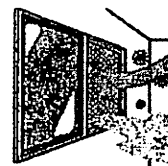
500mlの水に、次亜塩素酸ナトリウム（台所用塩素系漂白剤）を
キャップ2杯（50ml）を加えることで希釈できます。

- ② 希釈した消毒薬に浸した新聞紙やペーパータオル(布等)で嘔吐物を広く覆う。
外側から内側に向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。
拭き取ったものは、ただちにビニール袋に入れ、希釈した消毒薬を入れて消毒・密閉し、
廃棄する。



- ③ 嘔吐物が付着していた床等は周囲を含め、希釈した消毒薬を浸したペーパータオルや布等で拭き、消毒をする。同様に密閉して廃棄する。 ※靴の裏等も消毒してください。

- ④ 窓を開けて空気中に浮遊するウイルスと塩素の刺激臭を外に出す。



【処理後】

- ・嘔吐物処理後は、2 回手洗い（ノロウイルスは、逆性石けん消毒用エタノールなどには抵抗力があるため、物理的に洗い流す事が重要）を行い、うがいをしてください。



給食室・保健室からのお願い

「汚染された物品の取り扱い」



★個人の持ち物

⇒嘔吐物等で汚染されたタオル・衣服等はビニール袋に入れて密封し、各自そのまま持ち帰る。
学校では洗わないようにしてください！！

★給食の食器

⇒必ず教室で処理してください。

- ① 250倍に希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液を作る。



5ℓの水に、次亜塩素酸ナトリウム（台所用塩素系漂白剤）を
キャップ約1杯（20mℓ）を加えることで希釈できます。

- ② 作った消毒液をビニール袋に入れ、その中に汚染された食器を入れて10分間浸す。
- ③ 食器を水洗いする。
- ④ 嘔吐のあった旨を給食室の方に報告し、他の食器とは一緒にせず手渡しする。

【感染症が疑われる時・感染症の発生時】

登校後に症状が出た場合…

- ・保健室、部主事、管理職と相談のうえ保護者へ連絡し、お迎えを依頼する。
- ・介助者を固定し、他の幼児児童生徒との接触を可能な限り回避する。

感染症による欠席連絡のあった場合…

- ・保護者に「診断名、症状、登校に関する医師の指導」などを聞き取る。
- ・保健室、部主事、管理職へ連絡する。
- ・学校感染症であれば出席停止を伝え、保健室・管理職と連携し対応する。

給食室関係書類

アレルギー除去食実施について対応手順

大阪府立堺聴覚支援学校
学校保健委員会

※原則として以下の手順で対応、決定していく。

但し、この範疇を超える場合には個別に対応していく。

<基本的な流れ>

- ① 新転入生に対しては、入学説明会時に基本調査を行う。

アレルギーがある・なしの問診（様式 1）

アレルギーがあり、かつ、アレルギー除去食希望者については、アンケート用紙（様式 2）と医師の指示書（学校生活管理指導表・・・様式 3）を提出してもらう。

- ② 次年度在籍の既対象幼児児童生徒については、年 1 回、医師からの指示書を求める。

- ③ 関係者で個別に対応内容を検討する。⇒学校保健委員会（必要に応じて学級担任を含む）
（対応の決定基準）

- 1、家庭でも食事療法を行っていること
- 2、医師の検査、診断があること
- 3、医師から食事治療を指示されていること

- ④ 対象者の保護者に対応内容を通知（様式 4）する。

開始前に対応内容について保護者と十分に話し合い、理解を深めておく。

全職員に検討内容を報告する。

- ⑤ 保護者に承諾書（様式 5）の提出を求める。

- ⑥ アレルギー除去食の実施

(様式 1)

食物アレルギーについての基本調査

下記についてご記入の上、必ず全員ご提出ください。

① 食物アレルギーが あ る ・ な い

② ①で ある と答えられた方

- ・ 普通給食でよい
- ・ アレルギー除去対応の給食を希望する
- ・ その他（例 弁当を持参する）

幼児・児童・生徒名

(様式 2)

堺聴支第 96 号
平成 28 年 2 月 17 日

保護者 様

大阪府立堺聴覚支援学校
校 長 綿谷 輝昭

食物アレルギーに関するアンケートについて (お願い)

本校の学校給食では、ご家庭でアレルギーに対応した除去食を実施されている幼児・児童・生徒について、希望があれば、保護者からの申請と主治医からの指示書などに基づいてアレルギー除去食の実施を検討します。

つきましては、下記の通りアンケート調査を実施しますので必要事項をご記入の上、学校までご提出下さいますようお願いいたします。

ただし、本校の給食設備、給食体制上、すべてのアレルギー除去に対応出来ないことがあります。参考までに本校の給食において、生もの、生卵、そばは使用しておりません。

保護者 名前 _____

子ども 名前 _____

1、医師から制限されている食べ物がある場合、具体的にどのように診断されていますか

食べ物	診 断 内 容

また、ご家庭での除去はどのようにされていますか

--

2、その他、(上記以外にアレルギーなどがある場合は、下記欄にご記入ください)

名前 _____ 男・女 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳) _____ 学校 _____ 年 _____ 組 提出日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アレルギー性鼻炎 (あり/なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		【緊急時連絡先】 電話： 医療機関名： 電話： 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
	A. 重症度分類（発作型） 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬（吸入薬） 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬（「インターロ®」） 4. その他（ ） B-2. 長期管理薬（内服薬・貼付薬） 1. テオフィリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他（ ）		C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応（自由記載） A. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名（ ） C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項（自由記載）		
アトピー性皮膚炎 (あり/なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
	A. 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、痒感、浸潤主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ） B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他（ ） C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし		A. プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名（ ） C. 発汗後 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. (学校施設で可能な場合) 夏季シャワー浴 D. その他の配慮・管理事項（自由記載）		
アレルギー性結膜炎 (あり/なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
	A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ） B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）		A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載）		

名前 _____ 男・女 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日生（ ____ 歳） _____ 学校 ____ 年 ____ 組 提出日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

病型・治療		学校生活上の留意点		（緊急時連絡先）	
A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		★保護者 電話： _____	
B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） _____ 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____ 3. 運動誘発アナフィラキシー _____ 4. 昆虫 _____ 5. 医薬品 _____ 6. その他（ _____ ） _____		B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定		★連絡医療機関 医療機関名： _____	
C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ〈 〉内に診断根拠を記載 1. 鶏卵 〈 〉 _____ 2. 牛乳・乳製品 〈 〉 _____ 3. 小麦 〈 〉 _____ 4. ソバ 〈 〉 _____ 5. ピーナッツ 〈 〉 _____ 6. 種実類・木の实類 〈 〉 _____ 7. 甲殻類（エビ・カニ） 〈 〉 _____ 8. 果物類 〈 〉 _____ 9. 魚類 〈 〉 _____ 10. 肉類 〈 〉 _____ 11. その他1 〈 〉 _____ 12. その他2 〈 〉 _____ 【診断根拠】 該当するものを〈 〉内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性		C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		電話： _____	
D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） _____ 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） _____ 3. その他（ _____ ） _____		D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要		記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
E. その他の配慮・管理事項（自由記載） _____		E. その他の配慮・管理事項（自由記載） _____		医師名 _____ ⑤	
病型・治療		学校生活上の留意点		医療機関名 _____	
A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬		A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） _____ 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 _____ 3. その他（ _____ ） _____		B. その他の配慮・管理事項（自由記載） _____		医師名 _____ ⑤	
				医療機関名 _____	

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名： _____

(様式 4)

堺聴支第 号
平成 28 年 4 月 日

保護者 様

大阪府立堺聴覚支援学校
校 長 綿谷 輝昭

食物アレルギーに対応した除去食実施について（お知らせ）

平成 28 年 月 日付けで申請のあった、食物アレルギーに対応した学校給食・除去食の実施について、次のとおり決定したのでお知らせします。

	学部 学年	
	氏 名	
内 容		
開始日	平成 28 年 月 日から	

学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、提出された医師の指示書は、教職員で共有管理させていただきたくお願いいたします。

尚、申請内容に変更が生じた時は、すみやかに学校へご連絡ください。

(様式 5)

食物アレルギーに対応した除去食実施承諾書

大阪府立堺聴覚支援学校長 様

平成 年 月 日から、食物アレルギーに対応した除去食を実施することについて承諾します。

また、提出した主治医の指示書の内容を教職員で共有することに同意します。

平成 年 月 日

保護者 名前 _____ 印

子ども 名前 _____

堺聴支第 号
平成 年 月 日

主治医 様

大阪府立堺聴覚支援学校
校 長 綿谷 輝昭

食物アレルギーに関する指示書について（依頼）

本校幼児 がいつもお世話になっております。

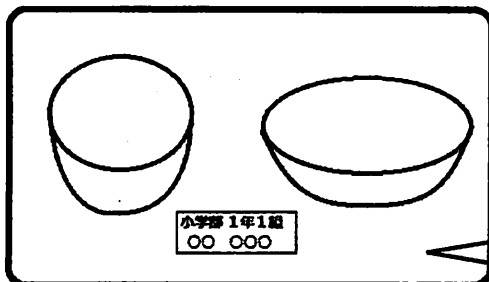
さて、この度保護者より、食物アレルギーがあり、ご家庭でも除去食等の対応をされている旨報告がありました。本校といたしましては、給食や学校生活全般において、できるだけ安全に対応したいと考えております。

つきましては、主治医の先生のご意見・ご指導をいただきたく、別紙指示書に該当事項を記入いただき、保護者を通じて本校にご提出くださいますようお願い申し上げます。

教室での留意点

(1) 除去食の提供

- ① 給食室から、学部・学年・組・名前を明記した専用トレイで提供します。



学部・学年・組・名前を明記する。

- ② 担任は、学年・組・名前を確認し、学校給食予定献立表で除去内容を確認する。

★除去食チェック表はトレイにのせておきます

(例)

料理名/食品名	一人分量
【☆指定品に属し】	単位 g
水稲穀類(白いげ産米)	72.66
餅干し(40個入り)	5.00
にんじん	1.00
みりん	2.00
しょうゆ	2.00
【☆五目煮(牛肉 ひじき)	
茹牛もも(四角付け)	20.00
スクールちくわ	※ 6.60
ひじき	3.38
大豆(国産 卵)	10.14
にんじん	10.00
たけのこ(水浸缶詰)	10.00
にんじん	8.00
れんこん	8.00
落葉(上旬)	1.00
本みりん	2.00
三つ葉	4.00
とくちしょうゆ	3.00
うすくちしょうゆ	3.00
だしパック	0.78
にんじん	1.00
水	45.00
【☆必ずとろろ(おろし)】	
おろし(80/120)	3.26
おろし	40.00
うすくちしょうゆ	4.00
本みりん	2.00
だしパック	2.00
にんじん	1.00
水	180.00
【☆牛乳】	
牛乳	1.00本 206.00
調理担当者	
担任	

ダブルチェック体制を作りましょう！！

- ① 給食室での調理担当者の確認サイン(複数)
② 教室での担任の確認サイン

※スプーンや調理器具が混同しないようにする。

(2) 家から代替品を持参

除去食の対応ができない場合、代替品を持参した場合、持参した食品は給食時間まで安全・衛生に気をつけて保管しましょう。

除去食内容が決定されるまでの流れ

除去食については、栄養教諭が「アレルギー除去の献立表」を作成し、保護者と懇談し確認する給食の除去食が間違いなく該当幼児・児童・生徒に届くよう教職員間で情報を共有し、連携する具体的な手順は次のようになります。

前月中旬

- ① 保護者に翌月の「アレルギー除去の献立表」を渡し説明する

必ず渡すもの

アレルギー除去の献立表

必要に応じて渡すもの

内容分析表

- ② 保護者の確認をとる
※変更点や「家から持参」などの打ち合わせ結果は記録する
- ③ 除去食に間違いがないかももう一度チェックする

前月下旬

- ④ 給食調理員に「アレルギー除去食」の説明をする
- ⑤ 担任に「アレルギー除去食」の説明をする

当日

- ⑥ 除去食調理
- ⑦ 配食
 - ・除去食配食の際はラップに「学部 年氏名」を記入する
 - ・専用トレイにのせる
 - ・アレルギー除去食献立表に確認サインをする
- ⑧ 給食室の「アレルギー除去食一覧表」にサインする
- ⑨ 担任は教室で除去内容を確認して、間違いのないように本人に渡す
 - ・アレルギー除去食献立表に確認サインをする

アレルギー除去食一覧表

月 日 ()

卵除去

献立名	名前	

えび・いか・たこ除去

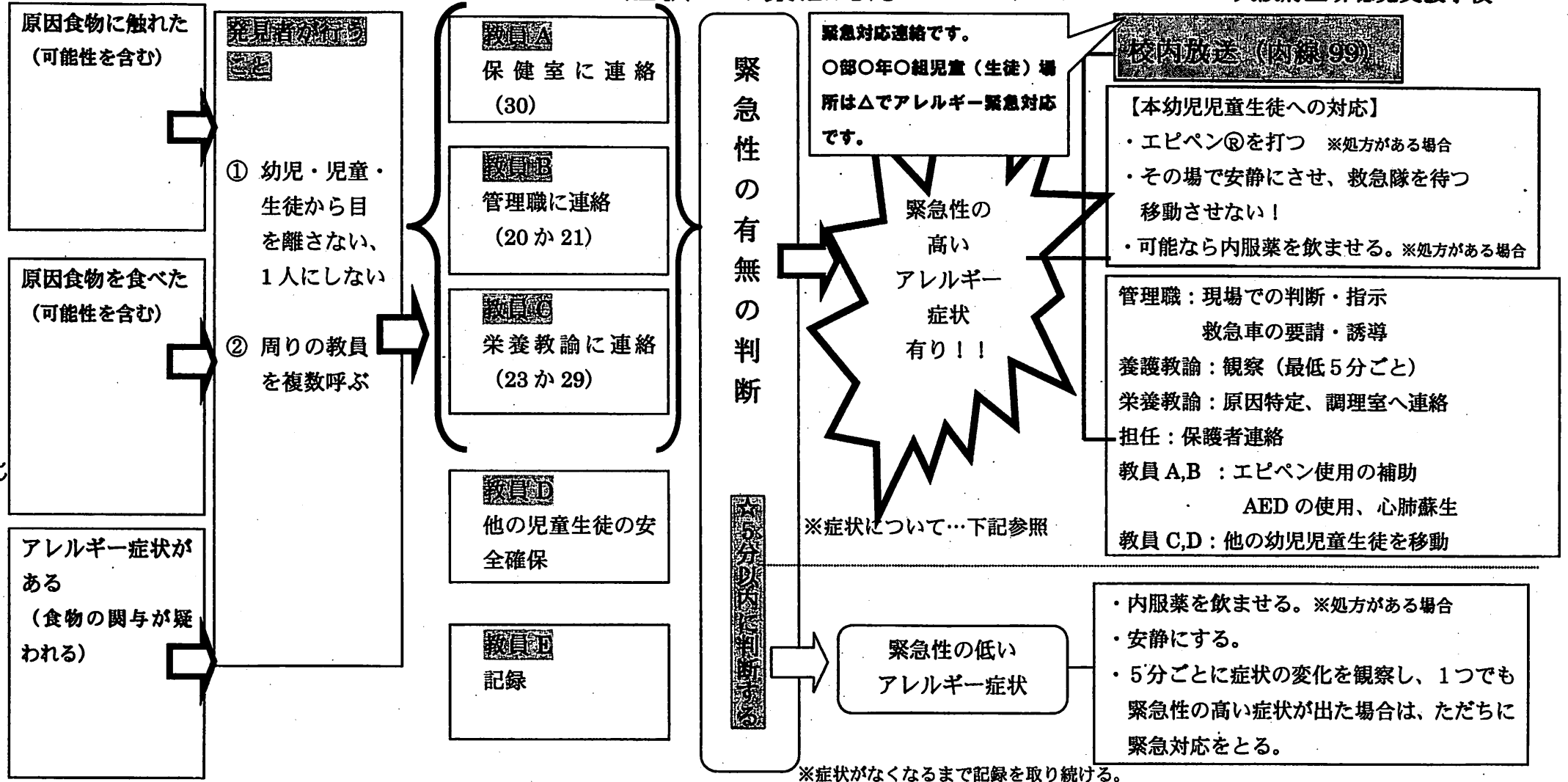
献立名	名前	

牛乳・乳製品除去

献立名	名前	

アレルギー症状への緊急対応マニュアル

大阪府立堺聴覚支援学校



緊急性の高いアレルギー症状

【全身症状】

- ・ぐったり
- ・意識がもうろう
- ・尿や便を漏らす
- ・脈がふれにくいまたは不規則
- ・唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ・のどや胸が締め付けられる
 - ・声がかすれる
 - ・犬が吠えるような咳
 - ・息がしにくい
 - ・持続する強い咳きこみ
 - ・ゼーゼーする呼吸
- (喘息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ・持続する強いお腹の痛み(がまんできない)
- ・繰り返し吐き続ける

食中毒発生対応マニュアル

学校給食は、幼児児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒に必要な栄養量を満たしつつ、安全かつ安心できる学校給食であることを基本に、本校においても実施している。

文部科学省においては、平成 8 年に起こった「腸管出血性大腸菌 O-157」による学校給食における食中毒事件を機に「学校給食衛生管理の基準」を作成し、衛生管理の徹底を図っており、大阪府教育委員会においても、上記に準じた「大阪府立衛生管理マニュアル」を作成し、本校給食は当マニュアルを順守して運営している。

食中毒（疑い）が発生した場合に備え、連絡体制を整備するとともに、速やかに対応できるように、「食中毒発生対応マニュアル」を作成し、幼児児童生徒の健康を守ることを目的として、当マニュアルの運営を図りたいと考える。

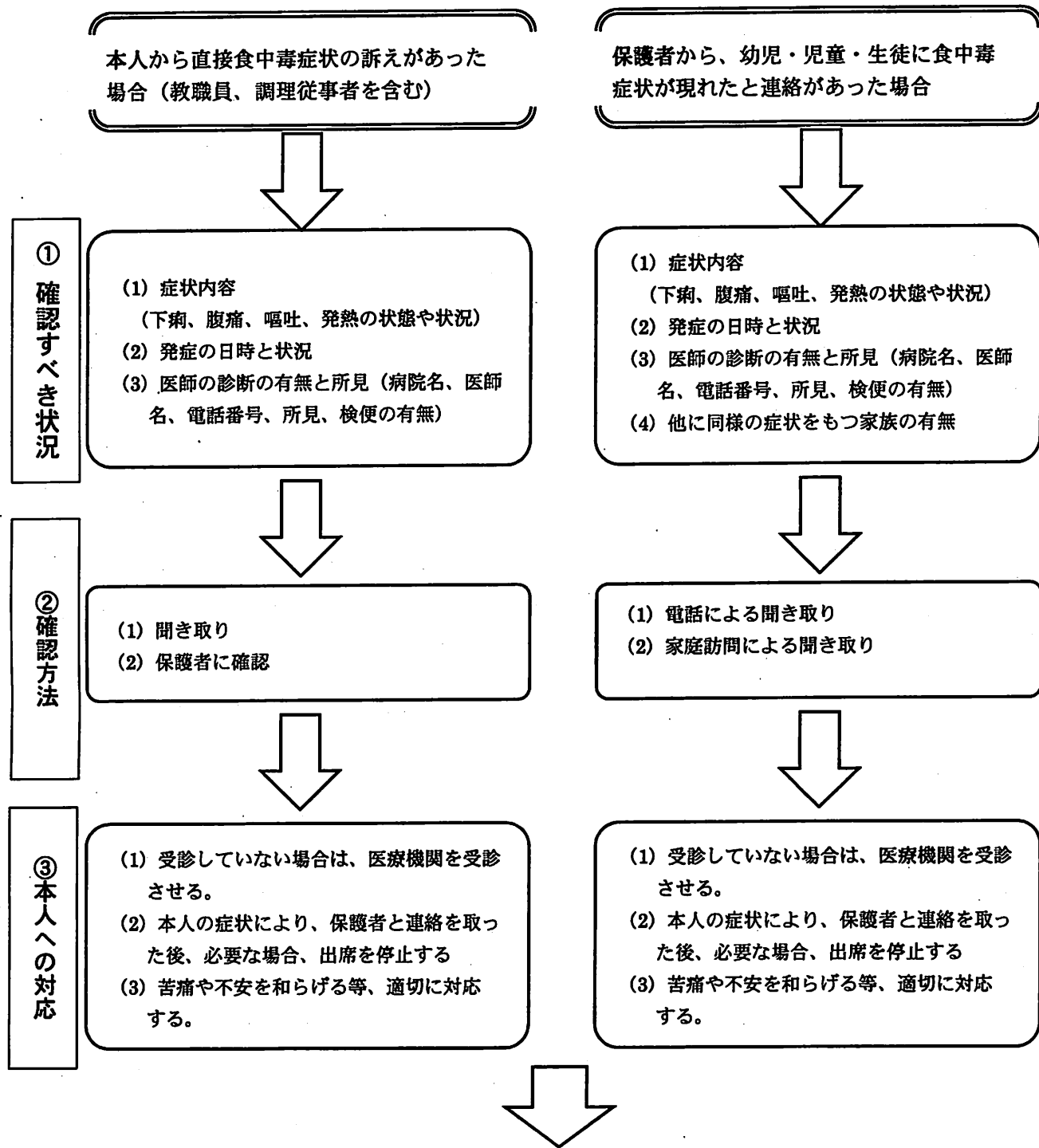
○食中毒発生時の対応ポイント

- ① 幼児児童生徒および教員の欠席状況を把握する
- ② 正確に状況を把握し、的確に判断する
- ③ 保健体育課および保健所へ報告する
- ④ 学校医に指導助言を求める
- ⑤ 発症の拡大防止に努める
- ⑥ 原因究明のための適切な措置を講じる
- ⑦ 給食後の幼児児童生徒の健康状況に留意する
- ⑧ 連絡窓口を一本化する
- ⑨ 校長を中心に、教職員全員で対応する
- ⑩ 迅速に行動し、誠意を持って接する
- ⑪ 発症者への対応を最優先する
- ⑫ 発症者のプライバシー、人権に配慮する

○食中毒発生の疑いが生じた場合に把握すべき基本的状況

- ☆発症者の特定と人数（学部別、年別、学級別、男女別）
- ☆症状の内容（下痢、嘔吐、発熱、腹痛）
- ☆発症した日時と場所
- ☆学校、学年、学級、地域等で行われた行事の有無
- ☆医療機関への受診の有無
（診察日時と病院名、所見、検便、検査の有無）

○学校における対応方法（2 ケースに分類）



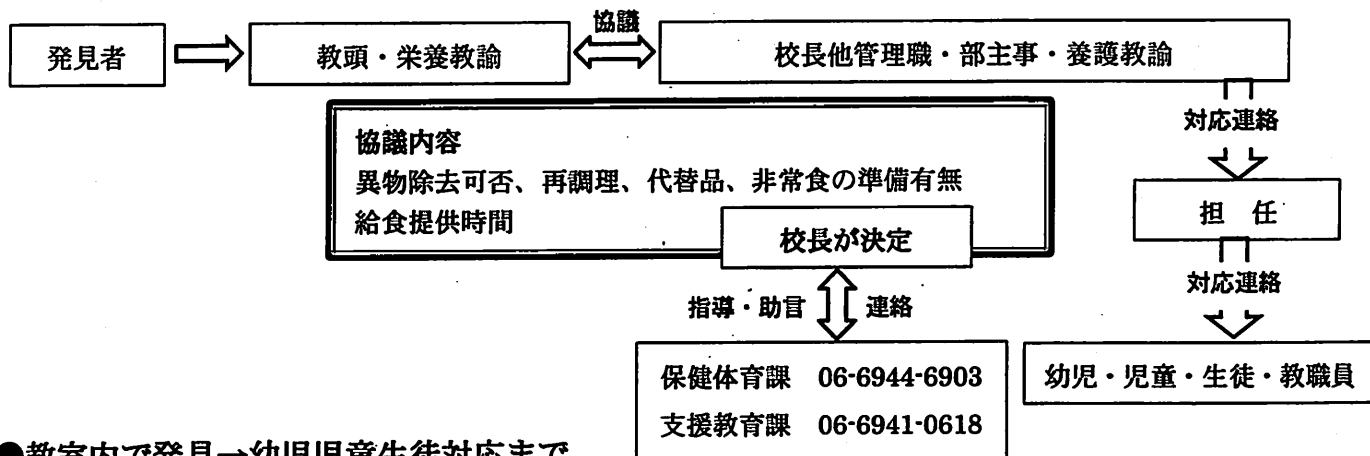
教職員への連絡	(1) 同学部、同学年、同学級、同様の症状を持つ幼児児童生徒の確認をする。 (2) 他の幼児児童生徒に動揺を与えないように確認する。 (3) 確認事項や情報は、素早正確に、校長に報告する。
関係機関への連絡	(1) 保健体育課と保健所へ発症の疑いがある時点で報告し、指示を受ける。 (2) 学校医へ連絡し指示を受ける (3) 状況がかわり次第、随時保健体育課へ報告する。

給食の異物混入にかかわる対応の流れ

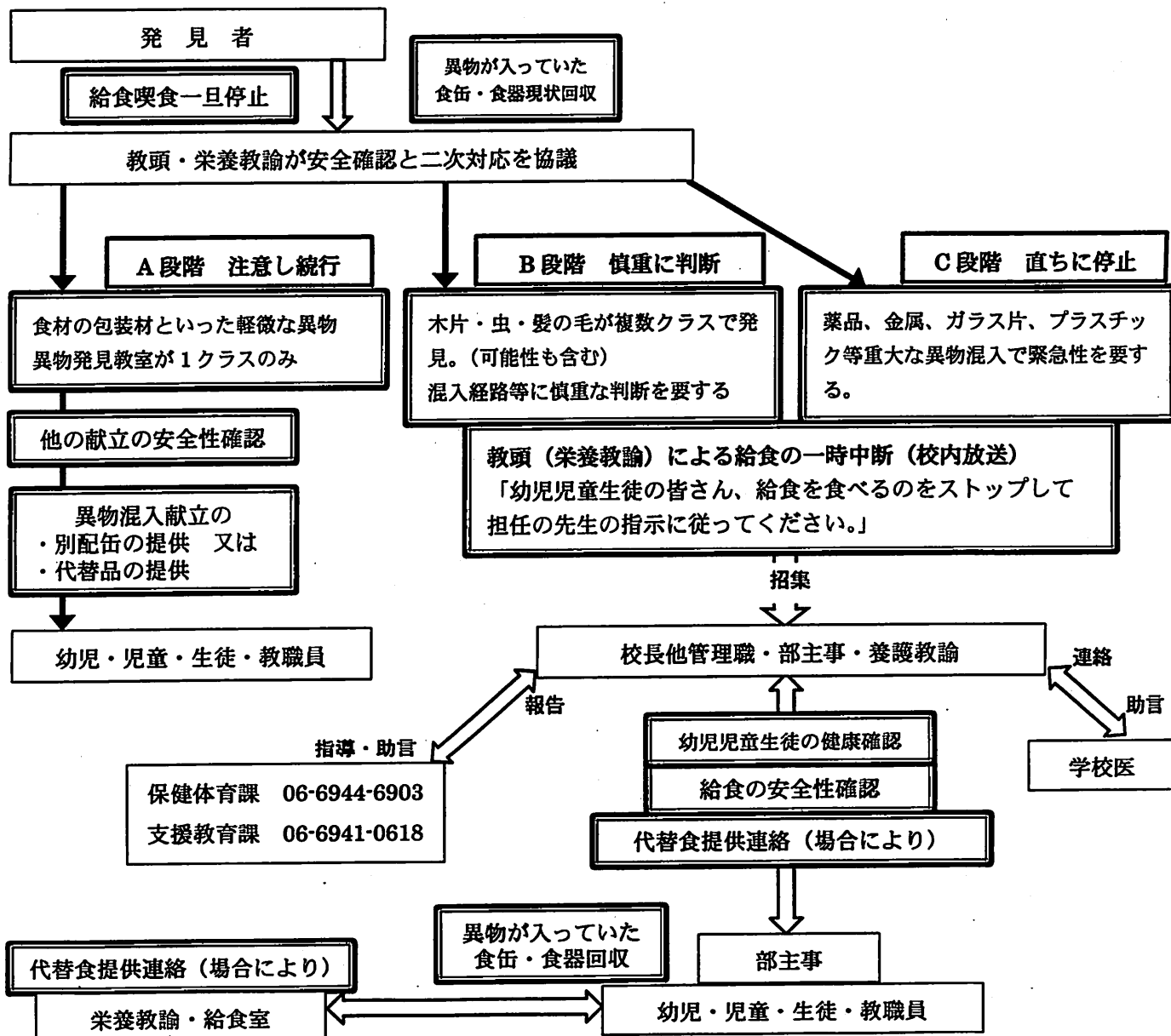
異物とは

薬品（洗剤）・ガラス片・プラスチック・金属・木片・虫・髪の毛・ビニール類等をいう

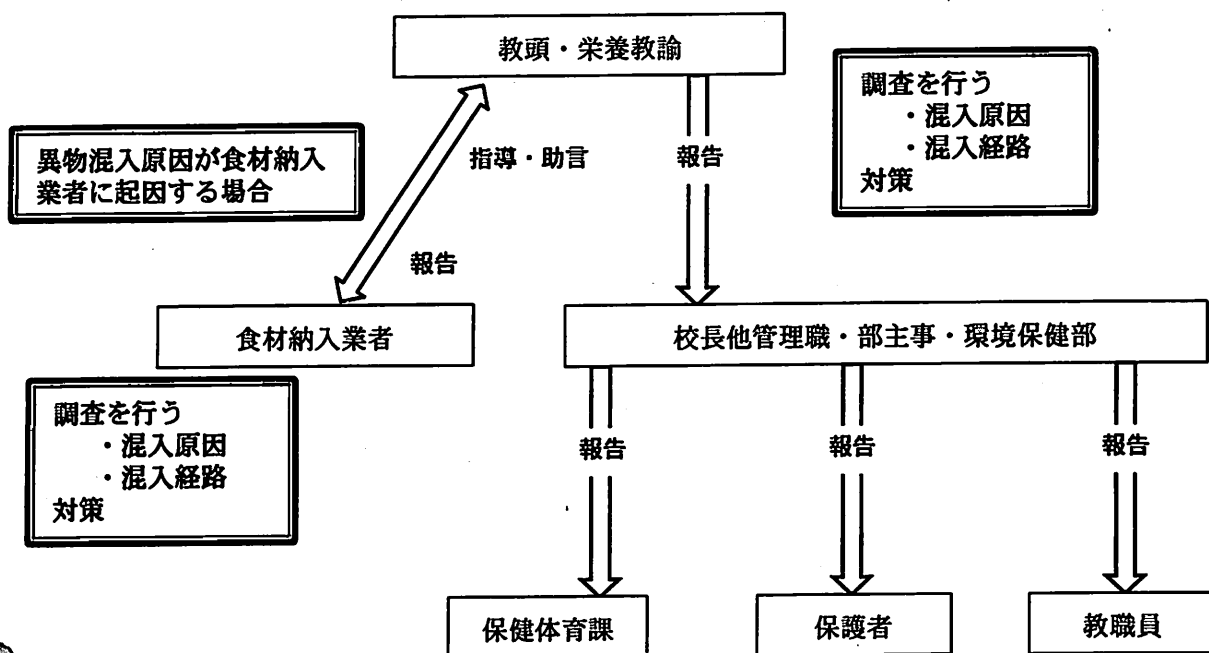
●給食室内で発見→幼児児童生徒対応まで



●教室内で発見→幼児児童生徒対応まで



●幼児児童生徒対応後→事後収集まで



給食の欠食について

(幼児・児童・生徒)

- ①行事による欠食（校外学習・修学旅行・宿泊学習・交流会等）
- ②3日以上欠席

①②とも給食停止日より1週間以上前に「欠食申込書」を提出のこと

(職員)

- ①行事に伴う児童・生徒の付き添いによる欠食
- ②3日以上出張・休暇

①②とも給食停止日より1週間以上前に「欠食申込書」を提出のこと

欠食方法

各部にある「欠食申込書」に記入の上、栄養教諭に提出のこと

★ 口頭でしないで必ず文章で提出のこと

★ 行事による欠食は、行事月の前月25日までに届けるのが望ましいが、遅くとも1週間前には提出のこと

給食業務の委託に伴い、事務手続きは早めをお願いします

欠食による給食費の返金

幼児・児童・生徒	年度末にまとめて銀行に振り込む
職員	年度末にまとめて指定口座に振り込む

☆調理実習の決まりごと☆

調理実習 1週間前まで	・「調理実習前計画書」の提出 ※調理器具を使用するものは調理実習です。幼児・児童・生徒が食する授業は、主担が責任を持ち、もしものためにも計画書を提出しましょう。 ☆実習計画書は、万が一食中毒などが起こった場合に、適切に実習を行ったという証拠です。そのためにも必ず提出を！！
調理実習直前 (前日、当日)	・使用する予定の包丁、まな板は、 洗剤で洗う→熱湯消毒する→ペーパーで拭き取る ・それ以外の器具（食器も含む）は、 洗剤で洗う→乾燥機で乾燥
調理実習	・必ず手洗いをしてアルコール消毒！
検食	・調理済み食品を <u>50g ずつ</u>ビニール袋に入れ、<u>冷凍庫</u>で保管。（日付、主担者名を書く） ★2週間冷凍保存
実習後	・他の残った食品は当日中に処理。冷蔵庫に保管NG！ ・使用した器具、食器は洗浄後、乾燥機または布巾でふく。 ・ごみは当日中に捨てる ・「調理実習報告書」の提出（計画書の裏）

- ☐ 下痢をしている者はいないか
- ☐ 発熱、腹痛、嘔吐している者はいないか。
- ☐ 手指は確実に洗浄したか、衛生的な服装か（三角巾、マスク、エプロンをつけているか、爪を切っているか。）
- ☐ 手指に怪我、傷はないか

清掃方法

	分別	薬品・洗剤等	方法
布巾	食器用・台拭き用	キッチンハイター (250～500 倍液)	5 分間以上浸す きれいに洗って干す
たわし スポンジ	食器用・シンク用		洗剤できれいに洗って干す 定期的に交換
まな板		液体洗剤 熱消毒	洗剤で洗う→包丁・まな板殺菌庫に入れて 熱消毒する ※翌日、保管棚に必ず直す
包丁		液体洗剤 熱消毒	洗剤で洗う→包丁・まな板殺菌庫に入れて 熱消毒する ※翌日、保管庫に必ず直す
ザル スプーン 箸 食器 等		液体洗剤 熱湯消毒	きれいに洗う→乾燥機で乾燥させる (又は、食器用ふきんで拭く) ※乾燥機で乾燥させたものは必ず食器棚に 直す
蛇口 シンク		液体洗剤	たわしやスポンジで洗う ※特に土付きの野菜を洗った後は特に きれいに洗う
コンロ		液体石鹼	受け皿等はスポンジで洗う その他は台ふきで拭く
冷蔵庫			汚れがあるところはアルコールで拭きとる ※残った食材は保管しないこと。
床			掃除機をかける→モップで水拭きする

☆実習当日放課後に必ず！

掃除・乾いた食器をもどす・ごみを捨てる・消毒した布巾を乾かす

→回覧後、担当者に返却。担当者は実習終了後、様式2を作成し、様式1、2と一緒に回覧する。

様式1

校長	教頭	栄養教諭	部主事	担当者	記入日
					平成 年 月 日

調理実習前計画書

大阪府立堺聴覚支援学校

実施日	平成 年 月 日() () 限目	実施教科	家庭科・その他()
学部・学年又はグループ名	() 学部() 年() 組 ()グループ		
担当者			
場所			
参加人数	幼児・生徒・児童()名 ・ 教員()名		
給食停止の状況	食べる / 食べない→ ※食べない場合は欠食届けを申請する。		
献立名			

※使用食材に卵・肉・魚や汚染に気をつけるべき食材がある場合はチェック欄に○をしてください。

また、使用の際は下記の4点に気をつけてください。

①十分な加熱をする。(75℃1分)②触るときは使い捨て手袋を使用する。③触った後は手洗い・消毒を徹底する。

④使用した器具は他のものと一緒にせず、洗浄・消毒をする。

使用食材	チェック	使用食材	チェック	使用食材	チェック	使用食材	チェック

★食物アレルギーで配慮が必要な幼児児童生徒がいる場合、下記に名前と配慮する食べ物を書いてください。

名前() ()、 名前() ()、 名前() ()

調理を始める前にすること。

●調理器具・食器の洗浄・消毒をする。洗剤で洗う→乾燥機で乾燥させる。

●下記の調理実習者の健康状態の確認をする。

①下痢をしていないか。②発熱、腹痛、嘔吐はしていないか。→調理実習には参加しないでください。

③手指に怪我、傷はないか →使い捨て手袋の使用等の対策をする。

調理方法→出来上がった料理を検査食品用に50gずつとる。

※調理実習前計画書の提出は、実習1週間前までにお願いします。

裏面の調理実習のチェックリストの提出は実習終了後、速やかに提出してください。

校長	教頭	栄養教諭	部主事	担当者	記入日
					平成 年 月 日

調理実習後チェックリスト

大阪府立堺聴覚支援学校

教科等	家庭科・その他()	実施月日時間	年 月 日()限目
代表者			
献立名			給食停止の状況 食べなかった(欠食届け提出済み) 食べた
学部学年	() 部() 年() 組() グループ		
場所			

食材等の準備・保存状況記録

購入品名	購入店名	購入者	購入月日	食材保存場所
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
			月 日	冷蔵庫・冷凍庫・その他()
検食(50g)程度 保存食 保管状況	調理済み食品		冷凍庫(品)	

調理前チェック

☒	調理実習の健康状態の確認をした。(下記①～③)	特記事項()
①下痢をしていないか。②発熱、腹痛、嘔吐はしていないか。→調理実習には参加しないでください。 ③手指に怪我、傷はないか →使い捨て手袋の使用等の対策をする。		
☒	手洗い・消毒	特記事項()
☒	エプロン・マスク・三角巾の着用	特記事項()
☒	調理器具の洗浄・消毒	特記事項()
☒	食器類の洗浄・消毒	特記事項()

調理手順
(変更点)

喫食の状況	幼児・児童・生徒()名・担当()名・その他()名
食べなかった者の氏名及び理由	

調理後チェック

☒	異味異臭はなかった。	☒	食器類の洗浄・消毒をした。
☒	外観に問題なかった。	☒	水回りの洗浄・消毒をした。
☒	十分な加熱をした。	☒	
☒	検査用の保存食をとった。	☒	
☒	残留物の処分をした。	☒	
☒	布巾等の洗浄・消毒をした。	☒	

校内で幼児・児童・生徒が行方不明になった場合の緊急対応

幼

2016.11.18
職員会議資料(生活指導部)

時間経過	担当者	対応・体制
0分	教員・保護者	幼児が行方不明になったことに気がつく 学年で把握・状況の確認
↓		
5分後	担任	部主事・首席へ連絡、状況説明
	学年付	搜索を開始(保護者付き添いでないクラスは子どもと待機)
↓		
10分後	首席	放送を入れる(教員は職員室へ集まる) 「かぎがなくなりましたので先生方、至急職員室にお集まりください」 ※保護者付き添いでないクラスは学年付が残る 状況を説明し、搜索場所の指示
	担任	守衛へ連絡→状況を説明、閉門、監視を連絡
	部主事	管理職・事務へ連絡
↓		
15分後	部主事・担任・生活指導部	【本部】を職員室に設置・集まる情報を整理
	教員	搜索を開始
	首席	部主事が戻り次第、事務・他学部へ状況の連絡へ
↓		
30分後	【本部】部主事・担任・生活指導部	集まる情報を整理→指示をだす 半数の教員へ校外の搜索を連絡
	教員	搜索を継続
	首席	他学部教員への搜索の依頼を連絡
↓		
35分後	【本部】部主事・担任・生活指導部	集まる情報を整理→指示をだす
	教員	搜索を継続
		他学部教員搜索を開始
↓		
60分後	【本部】部主事・担任・生活指導部	集まる情報を整理→指示をだす
	【本部】担任	保護者付き添いでない場合→保護者へ連絡
	【本部】部主事・担任・生活指導部→保護者・管理職	状況に応じて、保護者・管理職と相談し警察へ連絡
	首席	待機クラスの保護者へ状況の連絡
	教員	搜索を継続

小

時間経過	担当者	対応・体制
0分	教員	児童が行方不明になったことに気づく
5分後	担任・授業担当者	部主事へ連絡、状況説明(不在の場合は通級・聴能担当へ)※1 担任はその場に残り、探しに行く教員に対して指示
	授業のない教員	校内の搜索を開始
	部主事(聴能・通級担当)	守衛へ連絡→状況を説明、閉門、監視を連絡
10分後	部主事(聴能・通級担当)	守衛へ連絡→状況を説明、閉門、監視を連絡 幼稚部・中学部へ連絡(〇〇がいなくなった旨のみ)
15分後	【本部】部主事・担任・生活指導部	管理職に連絡 本部を職員室に設置・状況経過の記録
30分後	【本部】部主事・担任・生活指導部	集まる情報を整理→指示をだす 部内放送を流し、教員を職員室に集め、状況説明※2 状況に応じて搜索場所の指示
	教員	他児童の緊急対応※3 搜索している教員以外は全員職員室へ、それ以外の教員は搜索を継続
35分後	【本部】部主事・担任・生活指導部	集まる情報を整理→指示を出す、必要に応じて校外の搜索を依頼 他学部の部主事へ連絡、他学部教員へ搜索の依頼を連絡
	教員	搜索を継続
60分後	【本部】部主事・担任・生活指導部	集まる情報を整理→指示をだす
	【本部】担任	保護者へ連絡
	教頭・部主事・生活指導部	不明児童の顔写真、資料などを用意し状況に応じて警察に連絡
	教員	搜索を継続

※1 聴覚障がいをもつ教員は付近の教員に連絡し、それを通じて部主事へ連絡。

※2 放送にて「かぎがなくなりましたので先生方、至急職員室にお集まりください」と連絡。聴覚障がいをもつ教員へには付近の教員より伝達。

※3 児童はあそびのくにて待機。教員は児童あそびのくにて連れて行った後職員室へ。
低学年・あすなろ・高学年より教員一名も共に待機。

中

時間経過	担当者	対応・体制
0分	当該授業担当者	生徒が行方不明になったことに気がつく



5分後	当該授業担当者	職員室に連絡・状況説明	
	当該授業担当者 空き時間教員	当該授業担当者は教室に戻り、空き時間教員で対応	
	空き時間教員	部主事・生活指導部に連絡	空き時間の教員で 校内を搜索



15分後	部主事 生活指導部	管理職に連絡 本部を職員室に設置・状況経過の記録	
	部主事 生活指導部	守衛に連絡 閉門、監視のお願い	本授業終了後、学部全教員に連絡する体制を整える



30分後	空き時間教員	学部の全教員に連絡し、引き続き校内を搜索	
		学校周辺の搜索を開始 (出勤後は10分毎に本部に連絡を入れる)	
	事務	門のVTRを確認	
	部主事	他学部の部主事に連絡	



60分後		搜索を継続	
	担任	保護者に連絡	
	学部全教員	他の生徒への緊急対応 (授業を取りやめ、必要最低限の人数で指導にあたる。残りの教員は搜索に参加)	
	教頭 生活指導部	不明生徒の顔写真、資料などを準備し、状況に応じて警察に連絡	

6 安全対策等

下見の 実施状況 (事前調査)	実施期日	平成29年 月 日～ 月 日			泊日
	実施者氏名				計名
	調査内容				
	成果等				
事前に連絡 をした施設 等					
健康診断日	平成29年4月25日				
保険契約	契約の有無	☒ 有 ☐ 無	保険の種類	国内旅行傷害保険など	掛金 円

（ 旅行団及び子校の緊急体制

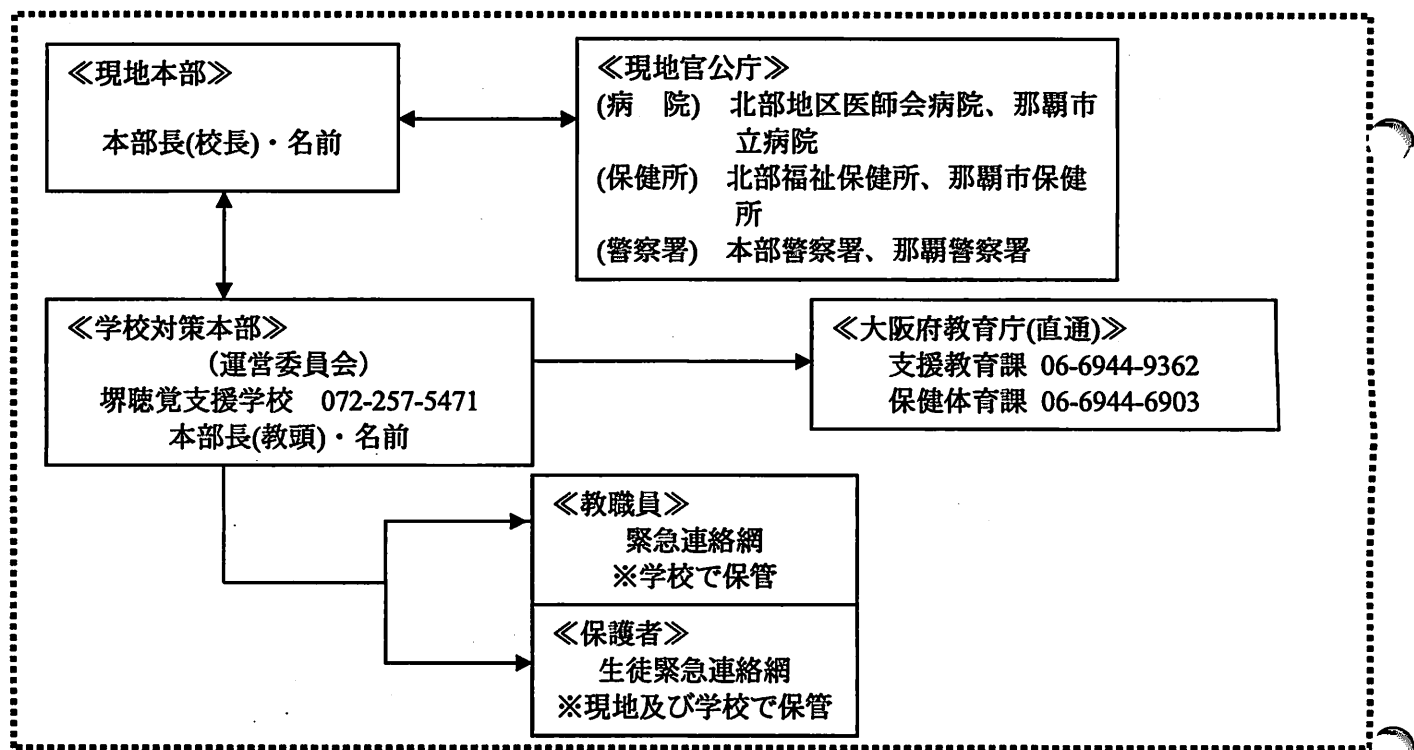
（１） 緊急の場合の連絡体制

○学校等

大阪府立 堺聴覚 学校	所 在 地	TEL	FAX
	〒591-8034 堺市北区百舌鳥陵南町1丁	072-257-5471	072-257-3310
休日・夜間 連絡先		TEL	FAX

大阪府教育 庁 高等学校課	所 在 地	TEL	FAX
	〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目	06-6946-2387	06-6944-6888

（現地及び校内緊急連絡体制）



○取扱旅行会社名

東部トップツアーズ 堺支店	所 在 地	TEL	FAX
	〒590-0079 堺市堺区北瓦町1-3-17	072-221-5151	072-221-7518

○現地警察・消防・医療機関・その他関係機関等

- ① 《医療機関》 北部地区医師会病院（護市字字茂佐 1712-3 沖 TEL:0980-54-1111）
那覇市立病院（那覇市古島 2 丁目 31 番地 1 号 TEL:098-884-5111）
- ② 《保健所》 北部福祉保健所（名護市大中 2-13-1 TEL: 0980-52-2714）
那覇市保健所（那覇市与儀 1 丁目 3 番地 21 号 TEL:098-854-1005）
- ③ 《警察署》 本部警察署（国頭郡本部町大浜 850-1 TEL:0980-47-4110）
那覇警察署（那覇市与儀 1 丁目 2 番地 9 号 TEL:098-836-0110）
- ④ 《消防署》 本部町・今帰仁消防署（国頭郡本部町字大浜 850-3 TEL:0980-47-7119）
那覇市西消防署松尾出張所（那覇市松尾 2 丁目 1 番地 29 号 TEL:098-863-0119）

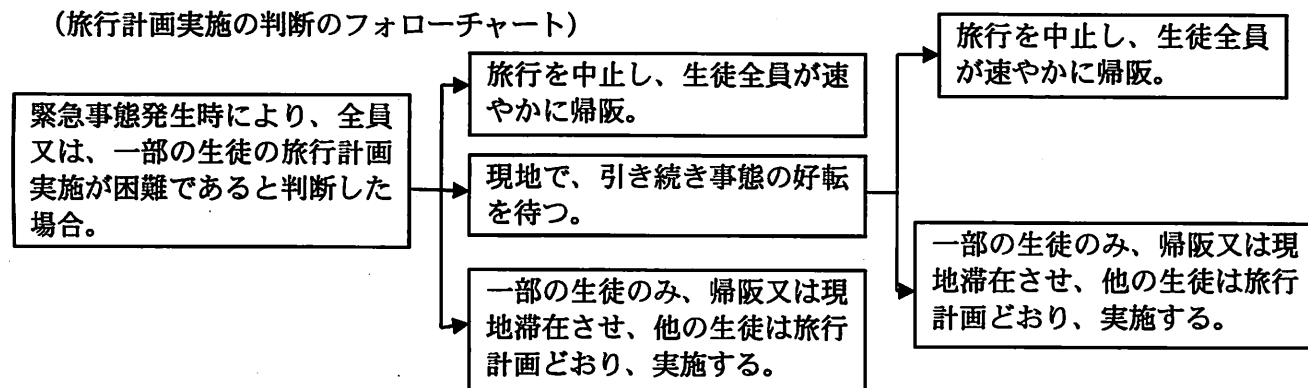
(2) 緊急時の役割分担

- 現地対策本部の教職員体制については、校長を本部長とし、すべての付添教職員で対応する。
また、役割分担については、「5 引率教員 役割分担」に基づくものとする。
- 学校対策本部は、校長を本部長として運営委員会を充てるが、必要に応じてすべての教職員で対応する。

(3) 緊急事態発生時の対応

- 緊急事態発生を確認した教職員は、必要に応じて近くの教職員に応援を求めるとともに、管理職に速やかに状況を報告する。
- 管理職は、現地対策本部及び学校対策本部を設置するとともに、府教育委員会へ現状を報告する。
なお、現地対策本部においては、事態発生以後の状況を詳細に記録する。
- 7 (1) の「現地及び校内緊急連絡体制」に基づき、関係機関等と緊密な連携を図り、事態の状況把握に努めるとともに、府教育委員会と学校対策本部へ適宜報告する
- 必要に応じて、学校対策本部等から教職員を派遣する。
- 現地対策本部や学校対策本部、府教育委員会等と協議しながら、学校長が事態発生以降の旅行計画について、実施が可能かどうか判断する。

(旅行計画実施の判断のフローチャート)



※ 緊急事態を想定した対応マニュアルを別途作成している場合には、添付すること。

秘

平成 29 年度版

堺聴覚支援学校幼児・児童・生徒緊急時連絡カード

(平成 年 月 日現在)

幼児児童生徒	学部・年・組		名前	
	学部	年 組		
本校在学 兄弟姉妹	学部 年 組			
	学部 年 組			
現住所				*居住地での避難場所
連絡先	自宅電話番号:	携帯電話番号:	F a X 番号:	
	メールアドレス:			
自宅以外の 連絡先	住所:			
	電話番号:		携帯電話番号:	
引受人 (子どもを迎えに 来る方、保護者、 保護者以外の方 も含む)	メールアドレス:		F a X 番号:	
	(幼児児童生徒本人との関係:)			
引受人 (子どもを迎えに 来る方、保護者、 保護者以外の方 も含む)		引受人名前	続柄	備考
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
連絡先の変更	有・無 有の場合の連絡先 ()			
引渡し日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分			
確認教員	学部: 幼 ・ 小 ・ 中 名前:			

*居住地での避難場所については、名称でお書きください。(例 ○○市立△△小学校 □□公民館等)

●緊急時以外の目的には使用しません。

●太枠内は、記入しないでください。

平成 29 年度
大規模災害時対応マニュアル
大阪府立堺聴覚支援学校

(内容)

基本方針

対象リスクと被害の想定

災害時対応業務と体制について

災害発生時後の対応について

学校における優先業務について

災害時対策用備蓄品の保管場所

災害等発生時における意思決定

災害等発生時における措置

学校からの情報発信について

児童生徒の引渡しについて

基本方針

幼児・児童・生徒・教職員の生命の保持、心身の健康と安定および安全を確保する
確実な保護者への引渡しを行う
正確な情報を収集し、迅速な判断を行う
授業の早期再開を目指す

対象リスクと被害の想定

南海トラフ地震および上町断層地震の発生 震度6強

災害時対応業務と体制について

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部

- ① 校長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、及び府教育委員会から警備防災について指示があったときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- ② 本部は、校長・教頭・事務長、及び校長の指名する教職員若干名をもって組織する。
- ③ 本部長は校長とし、組織の業務を統括する。
- ④ 副本部長は教頭・事務長とし、本部長を補佐する。本部長に事故あるときは、予め本部長が指名した副本部長が本部長の職務を代行する。
- ⑤ 本部員は、本部長の命を受けて、情報の把握、教職員の配備、関係機関等の連絡応急対策の実施等に当たる。

2 教職員の配備体制及び召集

教職員の配備体制及び召集・連絡

- ① 教職員の配備体制及び配備人員は、概ね次のとおりとし、配備区分は本部長が指令する。ただし、本部長は幼児児童生徒の在校状況、夜間等の事情により配備人員を変更することがある。

ア. 非常1号配備体制………配備員は置かない

◆配備時期

- ・府域において震度4を観測したとき(自動配備)
- ・災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき

◆配備体制

- ・通信情報活動を実施する体制

イ. 非常2号配備体制………本部員及びその他の教職員若干名

◆配備時期

- ・防災・危機管理対策司令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき
- ・府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき(自動配備)

◆配備体制

- ・災害応急対策を実施する体制

ウ. 非常3号配備体制………全員

◆配備時期

- ・防災・危機管理対策司令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき
- ・府域において震度6弱以上の震度を観測したとき(自動配備)
- ・その他必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする

◆配備体制

・府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制。

- ② 教職員は勤務時間外において、災害が発生したとき、若しくは発生する恐れがあることを察知したとき、又は配備体制の指令があったときは、女子職員・病弱者・その他特別の事情のある者を除き、速やかに学校に参集する。
- ③ 教職員の非常召集の連絡・伝達方法、及び災害対策組織は、予め教職員に周知させる。
- ④ 教職員及び関係機関への連絡

1 災害対策組織と基本的な業務

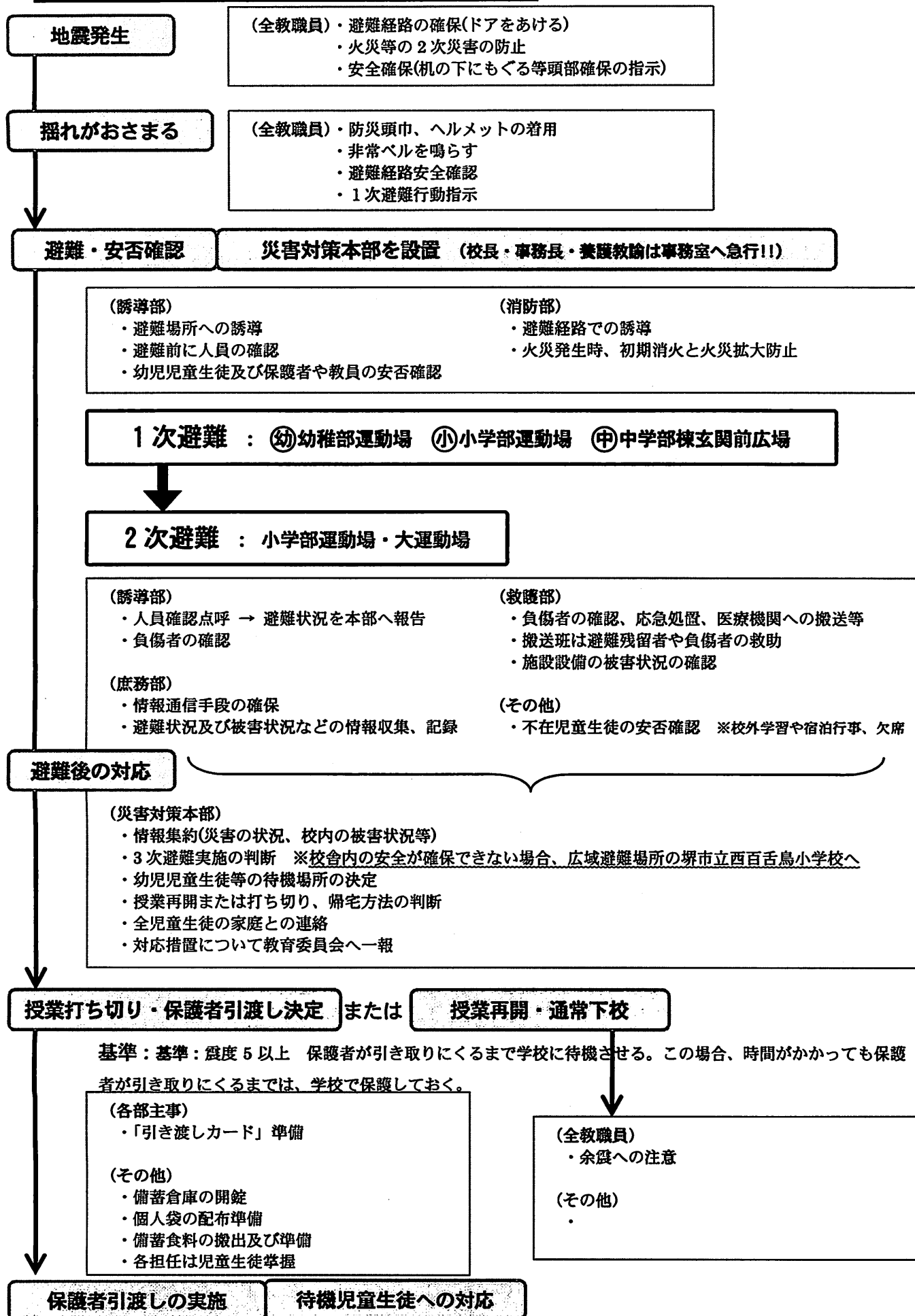
(1) 災害対策本部

非常 2 号 配 備	災害 対策 本部	本部長	校 長	組織の業務を統括・指揮
		副本部長	教 頭 事務長	本部長を補佐 本部長に事故あるときは本部長の職務を代行
		部主事 (3名)	情報の把握、教職員の配備、関係機関等の連絡、応急対策の実施等	

庶 務 部	・ 情報の収集及び本部長・関係機関への連絡 ・ 全校に通報（非常ベル・放送・火災報知ベル・赤色ランプ表示等） ・ 災害状況の記録
誘 導 部	・ 幼児児童生徒を避難場所に誘導（一次避難場所、二次避難場所） ・ 避難場所における人員点呼、本部への報告
救 護 部	・ 負傷者の状況把握、応急処置 ・ 避難残留者・負傷者の救助搬送
消 防 部	・ 初期消火（火災の拡大防止）、及び消防署の消火作業に協力
搬 出 部	・ 非常持出書類の搬出 ・ 必要教材等の搬出
警 備 部	・ 関係者以外の校内への侵入防止 ・ 搬出物の盗難防止等
保護者連絡部	BCP で新設 災害発生 24 時間までに、誘導部から組織 ・ 児童生徒等の家族の安全確認及び保護者等の対応（引き渡し等を含む） ・ 学校再開のめど等を保護者へ周知
備蓄・非難施設 運営部	BCP で新設 災害発生 24 時間までに、誘導部・警備部から組織 ・ 備蓄物資の配付 ・ (トイレ等) 衛生環境の整備 ・ 残留児童生徒及び教職員の宿泊対策（暖房器具、投光器、仮設トイレ等）

災害発生時後の対応について

① 在校時 地震発生時における対応の流れ（3時間まで）



② 校外時（校外学習・宿泊学習・修学旅行） 地震発生時における対応の流れ

地震発生

- （全引率教職員）
- ・避難経路の確保（ドアをあける）
 - ・火災等の2次災害の防止
 - ・安全確保（机の下にもぐる等頭部確保の指示）

揺れがおさまる

- （全引率教職員）
- ・避難経路安全確認
 - ・避難行動指示

★避難時の注意事項

- ・交通機関（公共交通機関を含む）を利用時は、乗車員の指示、放送による指示、誘導に従う
- ・見学施設等利用時は、施設係員の指示および誘導に従う
- ・宿泊施設利用時は、施設係員の指示および誘導に従う
- ・強い揺れ、長時間の揺れを感じた時に、津波を想定し、津波警報の発表を待たずに避難を行う（沿岸部にいる場合）
- ・山中での活動時は、崖崩れ、落石に注意する

避難・安否確認

- （全引率教職員）
- ・避難場所への誘導 ※企画立案段階で避難場所は確認しておく!!
 - ・避難前に人員の確認
 - ・幼児児童生徒及び保護者や教員の安否確認
 - ・負傷者の確認、応急処置

- （引率責任者）
- ・必要に応じて地元公的機関への救護要請

避難後の対応

- （引率責任者）
- ・状況を学校に連絡する（幼児児童生徒及び保護者や教員の安否情報、避難場所等）
 - ・災害対策本部と協議の上、現地での待機・切り上げの帰校等の判断を行う

行事打ち切り・保護者引渡し決定

または

行事再開・通常下校

基準：震度 5 以上 保護者が引き取りにくるまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りにくるまでは、学校で保護しておく。

- （各部主事）
- ・「引き渡しカード」準備

- （その他）
- ・備蓄倉庫の開錠
 - ・個人袋の配布準備
 - ・備蓄食料の搬出及び準備
 - ・各担任は児童生徒掌握

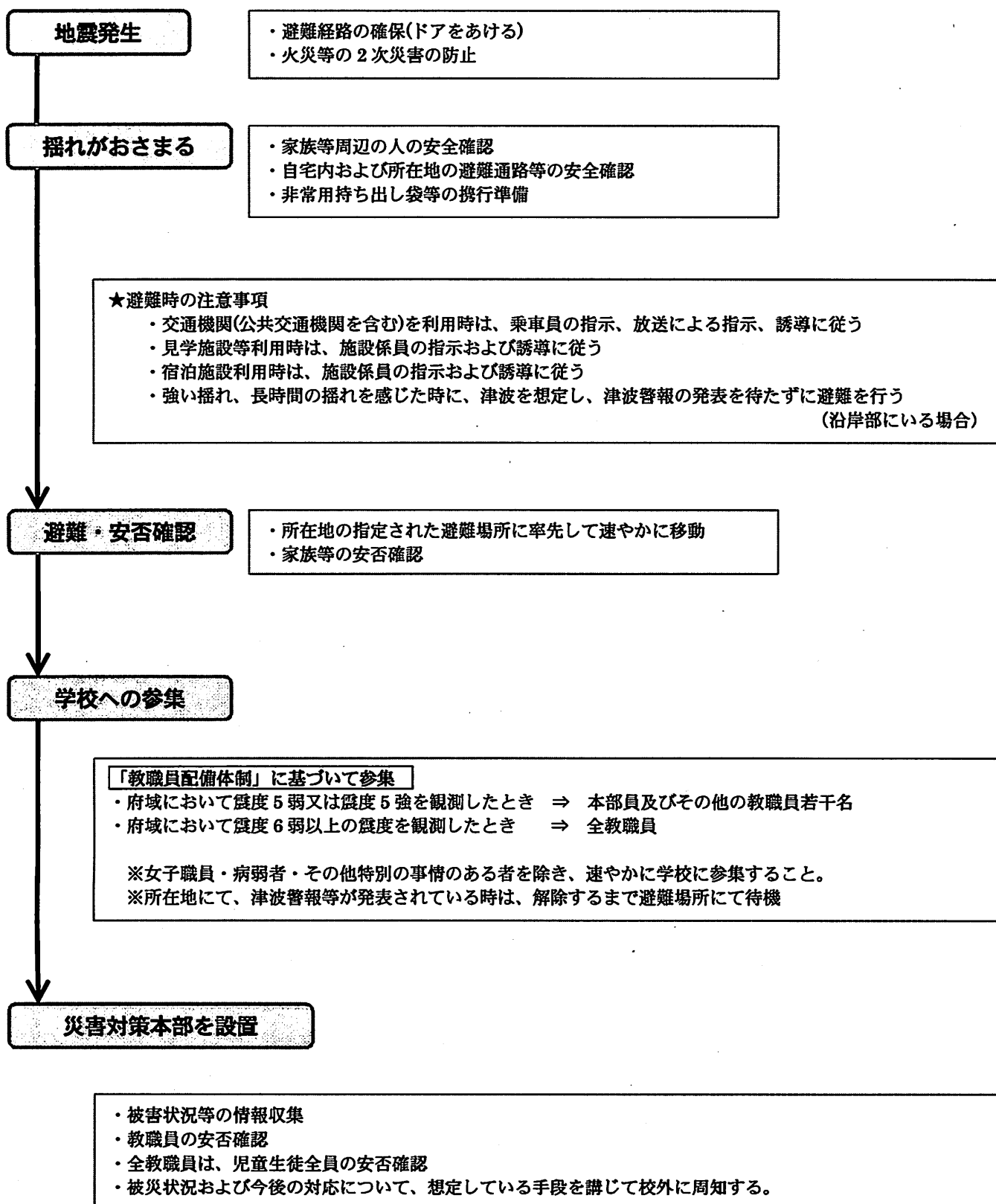
- （全教職員）
- ・余震への注意

（その他）

保護者引渡しの実施

待機児童生徒への対応

③ 休日および夜間 地震発生時における対応の流れ



学校における優先業務について

本校の非常時優先業務を表に示す。

表 府立学校の非常時優先業務と担当部

フェーズ	非常時優先業務		担当部
	災害応急対策業務	優先度	
フェーズ1 (3 時間まで)	○初動対応、緊急対策本部の確立 ○教育委員会への一報 ○児童生徒の安否確認 ○教職員の安否確認と参集状況の把握 ○児童生徒及び教職員の避難誘導 ○通信手段の確保 ○負傷者の応急処置 ○医療機関への連絡及び搬送 ○執務スペースの確保 ○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示、避難者の誘導等 ○関係機関からの情報収集及び発信 ○市町村、公共機関との連絡・連携		本部 本部 本部 本部 誘導部 庶務部 救護部 救護部 本部 消防部 誘導部 庶務部 庶務部
フェーズ2 (24 時間まで)	○児童生徒等の家族の安全確認及び保護者等の対応（引き渡し等を含む） ○施設の被害状況の把握、教育委員会への報告及び二次災害防止対策の実施 ○衛生環境の整備、備蓄物資の配付等 ○保管している薬、衛生グッズの管理等 ○通学路（公共交通機関等）に関する情報収集 ○安全な下校ができない残留児童生徒に対する食糧、薬剤、衛生品、<u>医ケア対象児童生徒の医ケア物品</u>等の準備（障がいのある児童生徒への対応）残留児童生徒及び教職員の宿泊対策（暖房器具、投光器、仮設トイレ等） ○非常電源の確保		保護者連絡部 本部 備蓄・避難施設運営部 救護部 庶務部 備蓄・避難施設運営部 消防部

フェーズ3 (72時間まで)	○学習環境（教室等）の整備 ○備蓄食糧の消費計画作成 ○児童生徒の健康管理 ○衛生環境の管理 ○学校再開のめど等を保護者へ周知 ○ボランティア等の受け入れ ○教育活動再開に向けた教育委員会との連携		本部 救護部 救護部 本部 庶務部 本部
フェーズ4 (1週間まで)	○学校活動再開（もしくは一部再開） ○児童生徒及び教職員の精神衛生管理 ○必要物資の受け入れ ○他機関との連携 ○被害箇所の復旧 ○教育委員会へ外部人材等の派遣要請（臨床心理士等）		
フェーズ5 (2週間まで)	○被災施設の応急復旧（本格的な復旧作業の前段階）開始 ○教育活動の全面的再開に向けた教育委員会との連携		
フェーズ6 (1か月まで)	○被災施設の改修（軽微な改修） ○児童生徒及び教職員の精神衛生管理の継続 ○学校の再開		

※フェーズ4以降は、ローテーションを導入し、引き続き24時間任務に対応する。

※緊急避難施設に指定されている学校についての避難所業務は、この表には反映しない。

※下線のある業務は、特別支援学校のみ必要となる業務。

災害時対策用備蓄品の保管場所

平成28年度 防災用品整備計画

平成28年9月1日

区 分	25年度		26年度		27年度		28年度(予定)		29年度(予定)	
	購入数	保存数	購入数	保存数	購入数	保存数	購入数	保存数	購入数	保存数
品 名										
アルファ米 白米 国産 賞味5年 100g	50	50	100(50)	200	100(100)	400	100	500	50	
アルファ米 五目ごはん 国産 賞味5年	50	50	100	150	125	275	100	375	50	
アルファ米 わかめごはん 国産 賞味5年	50	50	100	150	100	250	100	350	50	
5年保存 ビスコ保存缶 30粒入	50	50		50		50		50	50	
5年保存水 500ml (24本入)	144	144		144		144		144	144	
5年保存水 2L (6本入)	42	42	180	222	150	402	180	582	42	
ホンダガス発電機			2	2		2		2		2
イワタニ カセットコンロ	4	4	2	6		6		6		6
イワタニ カセットガス CB-250-OR 3本組	10	10	48	58		58		58		58
蛍光灯ランタン	4	4		4		4	4(寄付)	6		6
FM/AMの2バンド対応 ハンディータオルラジオ	1	1	1	2		2		2		2
携帯用電池式充電器、充電ケーブル	2	2		2		2		2		2
LED作業灯			2	2		2		2		2
電工ドラム			2	2		2		2		2
簡易トイレ			10	10		10		10		10
毛布(寄布から福祉避難所用として配布)	300	300		300		300		300		300
簡易カイロ(25年度化学繊維振興会寄付)	200	200		200		200		200		200
マイクロファイバーアルミひざ掛け()	100	100		100		100		100		100
非常用タオル(25年度化学繊維振興会寄付)			60	60		60		60		60
敷きシート(27年度化学繊維振興会寄付)					60	60		60		60

災害等発生時における意思決定

意思決定の手順

意思決定の順

① 学校長 ② 教頭 ③ 事務部長 ④ 首席 ⑤ 部主事 ⑥ 教務主任

対応すべき事項

校内での避難誘導

関係機関への連絡・報告・通報・応援要請

授業の打ち切り、下校準備、緊急下校の実施

保護者引取りの実施

安否確認、帰宅確認などの連絡

校外活動時の対応指示

教職員の服務に関する事項

生徒の引率、救援、教員派遣など

緊急避難措置

避難所運營業務、その他の災害対応業務の実施

(資料)



堺聴覚支援学校幼児・児童・生徒緊急時連絡カード

(平成 年 月 日現在)

幼児児童生徒	学部・年・組	幼児児童生徒 名前		
	学部 年 組			
本校在学 兄弟姉妹	学部 年 組			
	学部 年 組			
現住所			居住地での避難場所	
			市立 避難所 市立 避難所	
緊急連絡先	自宅電話番号:	携帯電話番号:	F a X 番号:	
	メールアドレス:			
自宅以外の 連絡先	住所:			
	電話番号:		携帯電話番号:	
	メールアドレス:		F a X 番号:	
	(幼児児童生徒本人との関係:)			
引受人 (こどもを迎えに 来る方、保護者、 保護者以外の方 も含む)		引受人名前	続柄	備考
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
連絡先の変更	有・無 有の場合の連絡先 ()			
引渡し日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分			
確認教員	学部: 幼 ・ 小 ・ 中 名前:			

* 緊急時以外の目的には使用しません。

* 太枠内は、記入しないでください。

本部設置

- 初動対応、緊急対策本部の確立
- 教育委員会への一報
- 児童生徒の安否確認
- 教職員の安否確認と参集状況の把握
- 執務スペースの確保
- 施設の被害状況の把握、教育委員会への報告及び二次災害防止対策の実施
- 学習活動正常化へ向けた受け入れ態勢の整備
- 児童生徒の家庭の被害状況等の把握
- 教育活動再開に向けた教育委員会との連携
- 備蓄食糧の消費計画作成

庶務部

- 通信手段の確保

誘導部

- 児童生徒及び教職員の避難誘導
- 全児童生徒の家庭との連絡（メール、SNS、電話）

警備部

- 開放区域の明示、避難者の誘導等

救護部

- 負傷者の応急処置
- 医療機関への連絡及び搬送

消防部

- 施設設備の安全点検

庶務部

- 公文書管理

保護者連絡部

- 児童生徒の安全な下校
- 児童生徒等の家族の安全確認及び保護者等の対応（引き渡し等を含む）

備蓄・避難施設運営部

- 備蓄物資の配付
- （トイレ等）衛生環境の整備
- 残留児童生徒及び教職員の宿泊対策（暖房器具、投光器、仮設トイレ等）

救護部

- 児童生徒の健康管理・衛生管理
- 保管している薬、衛生グッズの管理等

消防部

- 非常電源の確保

庶務部

- ボランティア等の受け入れ

保護者連絡部

- 学校再開のめど等を保護者へ周知

備蓄・避難施設運営部

- 衛生環境、備蓄品、支援物品の管理
- 開放区域の明示、避難者の誘導等

救護部

- 児童生徒の健康管理

消防部

- 学習環境（教室等）の整備

保護者への引渡し、学校待機

引渡しの判断基準

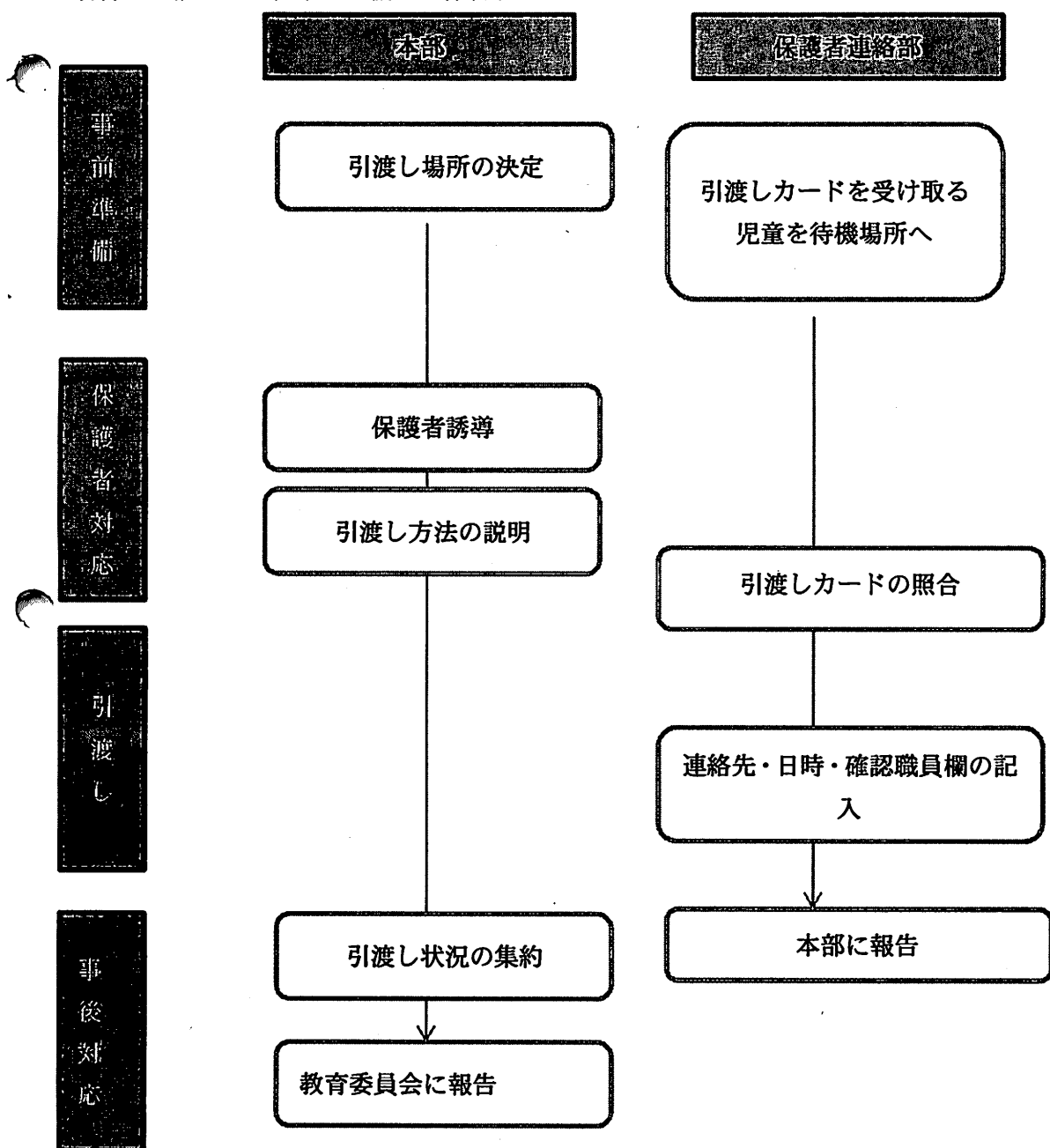
・震度 5 以上 保護者が引き取りにくるまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りにくるまでは、学校で保護しておく。

・震度 4 以下 原則下校させる。通学路や、電車の運行状況等、地域の被害状況をみて、校長が適切に判断する。緊急メールなどで保護者に連絡する。

緊急引渡しカード

・4 月当初に保護者に記入してもらう。記入されたものは切り取らずに回収し、担任が記入漏れなどのチェックを行う。

・各部で一括してファイルに綴じ、保管する。



Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

3 Jアラートが発信された場合のバス利用時の行動や学校との連絡方法

支援学校の通学バスや校外活動時など、あらかじめバスの委託業者等と確認しておく。

＜バス利用時の対応＞

Jアラートが発信された際には、原則として、速やかにバスを安全な場所に停車させる。
その後、乗車している児童生徒等の人数や状況に応じて、可能な場合には、児童生徒等を頑丈な建物等に避難させる、車内で姿勢を低くさせるなどの対応を行う。

（支援を要する児童生徒等に関しては、落ち着いて行動ができるように配慮すること。）

Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集 （29.9.8 文科省事務連絡をもとに作成）

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物が無い場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

＜近くにミサイルが落下した場合＞

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ 大阪府にＪアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の府立学校の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 時	校舎内・体育館への避難や建物内では窓から離れるなど、児童生徒等を速やかに避難誘導
登 校 前	自宅待機
登 下 校 時	学校に登校した、又は下校していない児童生徒等を校舎内・体育館などへ速やかに避難誘導
校 外 活 動 時	引率教員等は、児童生徒等を頑丈な建物などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海 外に落下	日本の上空 を通過	領土・領海 に落下 (Dを除く)	大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 時	教育活動を再開			①原則として児童生徒等を学校で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、高等学校課学事グループ、または支援教育課学事・教務グループまで報告すること			○学校に登校した、又は下校していない児童生徒等については、在校時に準じた対応を行う
校 外 活 動 時	安全確認後、校外活動を再開			①児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

万が一、D（大阪府域に落下）の事態が生じた場合の対応については、府教育庁から別途指示します。